支援措置番号	201001
担当省庁	警察庁
支援措置事項名	映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化
—————————— 措置区分	
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	道路交通法第77条
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	映画ロケ、イベント等及びカーレースのため道路を使用しようとする者は、 警察署長の許可を受ける必要があります。
支援措置を設ける 趣旨	地域活性化等を目的とするイベント等の道路使用について、その社会的意義を踏まえ、道路使用許可手続の円滑化を図るものです。
支援措置の内容	都道府県警察に対し、地域活性化等に資する映画ロケ、イベント(オープンカフェの設置を含む。)等及びカーレースに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出しました。地域活性化等に資する映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用については、この通達を踏まえ、警察署長が、地域住民や道路利用者等の意見を踏まえつつ、個別具体的な事情に照らして許可することとなりますので、具体的な内容について所轄警察署に相談して下さい。なお、通達の内容は警察庁のホームページ(http://www.npa.go.jp/)をご参照下さい。
今後の検討スケ ジュール	平成16年3月、都道府県警察に対して通達を発出しました。
特記事項	特になし

支援措置番号	201002
担当省庁	警察庁
支援措置事項名	民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	道路交通法第77条
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	道路を使用しようとする者は、警察署長の許可を受ける必要があります。
支援措置を設ける 趣旨	民間事業者等が地域の合意に基づいて行う街の賑わいに資する道路使用について、その社会的意義を踏まえ、道路使用許可手続の円滑化を図るものです。
支援措置の内容	平成16年度中に、都道府県警察に対し、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、道路使用許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用を図るための通達を発出することとしています。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度中に都道府県警察に対して通達を発出することとしています。
特記事項	特になし

支援措置番号	230001
担当省庁	整察庁、国土交通省
支援措置事項名	道路使用許可·道路占用許可の手続改善 通達
1月直区分	週度 道路交通法第第77条
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	道路法第32条
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	道路を使用しようとする場合、警察署長による道路使用許可と道路管理者による道路占用許可の両方が必要であることがあります。
支援措置を設ける 趣旨	申請者の負担軽減に資するため、道路使用許可と道路占用許可の両方が 必要である場合について、手続の一層の簡素合理化を図るものです。
支援措置の内容	平成16年度中に、道路使用許可と道路占用許可の両方が必要である場合について、一方の窓口に一括して申請できる制度を申請者に広く周知しその活用を促進するなど、手続の一層の簡素合理化を図るための通達を発出することとしています。
今後の検討スケ ジュール	警察庁及び国土交通省が連携・調整の下、平成16年度中に都道府県警察及び道路管理者に対して通達を発出することとしています。
特記事項	特になし

支援措置番号	203001
担当省庁	金融庁
支援措置事項名	地域資本市場利用の住民向け地方債発行に限る券面不発行への早期対応 の要請
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	なし
支援措置を設ける 趣旨	地方債を含む債券の振替システムの早期立ち上げを図ります。
支援措置の内容	公社債の券面不発行化については、15年1月に、「社債等の振替に関する法律」が施行されたことにより、法制面での措置は完了しており、現在、証券保管振替機構が、銀行や証券会社などの実務関係者を交え、地方債を含む債券の振替システムの構築に向け検討中です。金融庁としては、早期に振替システムの立ち上げが図られるよう、証券保管振替機構や実務関係者との連携を密にするなどの協力を行います。
今後の検討スケ ジュール	証券保管振替機構が、17年度中に振替システムの立ち上げを図ることができるよう引き続き金融庁としても協力を行います。
特記事項	なし

支援措置番号	203002
担当省庁	金融庁
支援措置事項名	中小企業再生支援協議会等による企業再生推進のための環境整備
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	平成16年2月26日に金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂を行い、検証ポイント5 . (2)口において「株式会社整理回収機構並びに中小企業再生支援協議会が策定支援した事業再生計画についても、株式会社産業再生機構が買取を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画と、原則として同様に扱う」旨を規定しました。
支援措置を設ける 趣旨	株式会社整理回収機構や中小企業再生支援協議会による企業再生推進のための環境整備を図ります。
支援措置の内容	株式会社整理回収機構や中小企業再生支援協議会が策定支援した「実現可能性が高く抜本的な経営再建計画」に従い、経営の再建が行われている場合には、当該計画に基づく金融機関の貸出金は貸出条件緩和債権に該当しない旨を明確化しました。 「実現可能性が高く抜本的な経営再建計画」とは以下の要件を満たす計画をいいます。(事務ガイドライン第一分冊1・12・3(2) ))・計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること・計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと・計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること・概ね3年(債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となること・各金融機関ごとに、計画における当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案すると、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と同等の利回りが確保されていると見込まれること
今後の検討スケ ジュール	平成15年度中に措置済み
特記事項	なし

支援措置番号	204001
担当省庁	総務省
支援措置事項名	国家公務員による大学教員との勤務時間内兼業に係る基準等の明確化
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	「大学の教員との兼業の許可について(通知)」(平成16年3月8日総人恩総 第163号)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若し〈は事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要することとされています(国家公務員法第104条)。
支援措置を設ける 趣旨	大学教育の高い公共性に鑑み、一般職の国家公務員が「産学公・地域連携」 活動等のために大学の教員との勤務時間をさ〈兼業を行う場合の許可基準 等を明確化する必要があるためです。
支援措置の内容	一般職の国家公務員が大学の教員との勤務時間をさく兼業を行う場合の許可基準を定めた「大学の教員との兼業の許可について(通知)」を平成16年3月8日付で各府省に対して発出しました。通知において定められている許可基準に関する事項は、以下の通りです。  1 大学の教員との勤務時間をさく兼業の許可を受けようとする場合において、当該許可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、許可することができること。 (1) 兼業先の職務内容が職員の職務上得た専門的知識・経験等を社会に還元するものであるとともに、公務の活性化に資するものであるとき。 (2) 兼業先の職務内容が公務に優先する政策的意義を有するものであるとき。 (3) 職員の職務内容が公務に優先する政策的意義を有するものであるとき。 (4) 勤務時間をさく予定の日時における兼業先の職務を正規の勤務時間外に行うことが困難であるときに、兼業のため勤務時間をさくことにより公務の運営に支障が生じないと認められるとき。 (2) 大学の教員との勤務時間をさく兼業の許可は、原則として、1年を超えない期間について与える取扱いとされたいこと。なお、許可を得て兼業の期間を更新することは差し支えないこと。
今後の検討スケ ジュール	「大学の教員との兼業の許可について(通知)」を平成16年3月8日に発出しています。
特記事項	特になり

支援措置番号	204002
担当省庁	総務省
支援措置事項名	合併後の住居表示に旧市町村名に「区」を付して表示することの容認
措置区分	法律
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	市町村の合併の特例に関する法律 第5条の7、第5条の37 市町村の合併の特例等に関する法律 第25条、第55条
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	なし
支援措置を設ける 趣旨	旧市町村名など、合併の際に設けられる地域自治区又は合併特例区の名称 を住居表示などに用いることを可能とすることにより、自主的な市町村合併の 推進に資することを目的とします。
支援措置の内容	市町村の合併に際し、地域自治区()又は合併特例区()を設置した場合、住居表示に関する法律に規定する住居の表示等については、当該地域自治区又は合併特例区の名称を冠するものとします。 地域自治区: 市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項、市町村の合併の特例等に関する法律第23条第1項に規定する地域自治区をいいます。地域自治区の名称及び区域については、合併に係る地域自治区の設置にあたり合併例区: 市町村の合併の特例に関する法律第5条の8第1項、市町村の合併の特例等に関する法律第26条第1項に規定する合併特例区(特別地方公共団体)をいいます。 合併特例区の名称及び区域については、合併特例区の設置にあたり合併関係市町村の協議で定める規約において定め、都道府県知事(合併関係市町村が2以上の都道府県にわたる場合は総務大臣)の認可を受けることが必要となります。
今後の検討スケ ジュール	平成16年通常国会に 市町村の合併に関する法律の一部を改正する法律 案及び 市町村の合併の特例等に関する法律案を提出済。 については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行予定。 については、平成17年4月1日施行予定。
特記事項	特になし

支援措置番号	204003
担当省庁	<b>総務省</b>
支援措置事項名	コミュニティ・ファンドの形成支援
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	なし
支援措置を設ける 趣旨	地域住民のニーズにきめ細かく対応するコミュニティ・サービス事業の活性 化により、コミュニティ活動や地域経済を活性化する効果が期待されることから、地域再生のツールの一つとして、コミュニティ・サービス事業に融資等を行うコミュニティ・ファンドの形成を支援します。
支援措置の内容	コミュニティ・サービス事業に融資、債務保証又は出資を行うコミュニティ・ ファンドを形成するため、地方公共団体が公益法人等に出資・貸付を行い、地 方債を発行する場合、その償還金利子の一部を地方交付税に算入します。
今後の検討スケ ジュール	コミュニティ・ファンドに係る地方債の取扱いについては、平成16年4月を目途に、地方公共団体に通知する予定です。 なお、「償還金利子の一部」の詳細については、内容が確定した段階で、地 方公共団体に周知する予定です。
特記事項	特になし

支援措置番号	204004
担当省庁	総務省
支援措置事項名	コミュニティ・サービス事業の活性化支援
措置区分	省令
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	地方交付税法(昭和25年法律211号)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	現在は、コミュニティ・サービス事業を行うNPO活動等を活性化させるための経費を地方交付税に算入しています。
支援措置を設ける 趣旨	地域住民のニーズにきめ細かく対応するコミュニティ・サービス事業の活性 化により、コミュニティ活動や地域経済を活性化する効果が期待されることから、その活性化を支援します。
支援措置の内容	現在、地方交付税に算入しているコミュニティ・サービス事業を行うNPO活動等を活性化させるための経費に加え、コミュニティ・サービス事業への制度融資、アドバイザー派遣や相談会の開催等に要する経費を地方交付税に算入します。
今後の検討スケ ジュール	平成15年度中に所要の省令改正を行います。
特記事項	特になし

支援措置番号	204005
担当省庁	総務省
支援措置事項名	地域再生マネージャー制度の導入等
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	平成16年度地域再生マネージャー事業実施要綱
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	市町村に対し地域再生マネージャーに係る情報提供及び財政支援を行うこ ととしています。
支援措置を設ける 趣旨	産業振興・観光振興・商業振興等、市町村の地域再生に係る取組にあたっては、具体的・実務的ノウハウ等を有する企業又は人材等の活用が重要であることから、当該企業等に係る情報を市町村に提供するとともに財政支援を行うこととし、市町村が当該企業等を「地域再生マネージャー」として選定、地域再生に係る業務を委託するシステムを構築することにより、地域再生に資するものとします。
支援措置の内容	個別企業の振興にとどまらず、広く地域全体の再生に資する実践的かつ具体的取組を進めるため、市町村に対し地域再生マネージャーに係る情報提供及び財政支援を行います。 平成16年度は10団体程度を対象団体として選定します。
今後の検討スケ ジュール	各地方公共団体への周知を図るとともに、平成16年度当初から制度の導 入を図ります。
特記事項	特になし

支援措置番号	204006
担当省庁	総務省
支援措置事項名	土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地の地方公共団体による 有効利用
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	-
支援措置を設ける 趣旨	土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地について、地方公共団体による有効利用を図ります。
支援措置の内容	土地開発公社の経営健全化の観点から、土地開発公社の所有する公有地 先行取得事業用地を土地開発公社が直接貸し付けるのではなく、当該土地 を地方公共団体が取得してその有効利用を図るための地方債措置を講じま す。 (措置の方向性) 計画的な経営健全化を図る土地開発公社に係る土地の再取得について、 次のような措置を講じます。 当該土地を地方公共団体が再取得し将来公共用地として活用する場合に は、当該再取得費について一般単独事業債等による地方債措置を講じま す。 当該土地を地方公共団体が再取得し民間企業に貸し付けて活用する場合 には市場実勢等を勘案した適切な賃料設定の有無や当該企業の財務能力 等を十分確認の上、一般単独事業債による地方債措置を講じます。
今後の検討スケ ジュール	具体的措置について検討し、平成16年度早期に措置の導入を図ります。
特記事項	特になし

支援措置番号	204007
担当省庁	総務省
支援措置事項名	任期付短時間職員制度の創設
措置区分	法律
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 第4条、第5条 地方公務員法 第26条の2、第26条の3 なお、条項は今国会(第159回国会)提出の改正法案による改正後の条 項
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	・本格的業務を行う短時間勤務職員は、地方公務員法第28条の5第1項の規定による再任用職員についてのみ可能とされています。 ・地方公務員の一般職の職員の任期を定めた採用については、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者についてのみ可能とされています(任期付職員法第3条)。 ・職員の部分休業は、育児のための部分休業(地方育休法第9条)のみ規定があります。
支援措置を設ける 趣旨	構造改革特区、地域再生構想等における地方公共団体からの要望・提案も踏まえ、地方分権の進展に伴う行政の高度化・専門化や行政需要の増大に適切に対応するとともに公務の能率的な運営に資するため、柔軟で弾力的な多様な任用・勤務形態の導入を図るものです。
支援措置の内容	・・一定期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に期間を限って従事させることが必要である場合 ・住民に対して直接提供するサービスについて、その提供時間の延長若しくは繁忙時の提供体制を充実させ、又はその体制等を維持する必要がある場合に、当該サービスに係る業務に従事させる必要がある場合・部分休業を取得した職員の業務を代替する必要がある場合には、条例で定めるところにより、任期付短時間勤務職員を採用することができます。 ・一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に期間を限って職員を従事させることが必要である場合には、条例で定めるところにより、職員(常勤)を任期を定めて採用することができます。 ・職員が申請した場合において、公務運営に支障がなく、かつ、公務に関する能力向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、修学のための部分休業を承認することができます。また、職員が申請した場合において、公務運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、定年退職前の最長5年間について部分休業を承認することができます。
今後の検討スケ ジュール	改正法の公布の日から起算して3月を超えない範囲内で政令で定める日か ら施行
特記事項	特になし

支援措置番号	204008
担当省庁	総務省
支援措置事項名	第三セクター設立のための出資金に対する地域再生事業債適用
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	「平成16年度における地域再生事業債等の取扱いについて」
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	地域再生事業債は、平成16年度の地方単独事業の予算計上額の状況に応じ一定の要件を満たす地方公共団体について、通常の地方債の充当に加えさらに100%までの範囲内で地域再生事業債を充当することができます。
支援措置を設ける 趣旨	地域経済の活性化と地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方公共団体が円滑に事業を実施できるよう、新たに地域再生事業債を創設。
支援措置の内容	公共施設の建設事業を行う第三セクターで地方公共団体が2分の1以上出資しているものの設立のための出資に要する経費について、地域再生事業債は、通常債の充当残部分にも充当できます。
今後の検討スケ ジュール	「平成16年度における地域再生事業債等の取扱いについて」を通知済み。
特記事項	

支援措置番号	204009
担当省庁	総務省
支援措置事項名	受託研究における機器の継続使用の容易化(通信・放送機構)
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	通信・放送機構の会計規程の基本的事項第12
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	「機構における契約は、原則としてすべて競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さないとき、その他特別な事由があるときは、指名競争契約又は随意契約によることができること。」
支援措置を設ける 趣旨	大学、研究機関が通信・放送機構からの受託研究を実施する場合、受託期間終了後の研究機器の無償譲渡を選択できるようにすることなどにより、継続使用が可能となり、研究開発の一層の推進が期待できる。
支援措置の内容	通信・放送機構の独立行政法人情報通信研究機構への移行(平成16年4月1日)に伴い、独立行政法人情報通信研究機構の会計規程において、国、地方公共団体、国立大学法人、公私立大学、高等専門学校、国公立の研究機関、独立行政法人又は公益法人であって、次に該当する場合は無償譲渡を選択することができることとします。  1 機構が行った研究開発又は調査に関連する研究開発又は調査を行うとき2 一般競争入札による売却ができない場合であって、公共的又は公益的な用に供し、かつ、機構の目的を達成するために特に必要と認めるとき
今後の検討スケ ジュール	平成16年4月1日から実施
特記事項	特になし

支援措置番号	204010
担当省庁	総務省
支援措置事項名	地域イントラネット基盤施設整備事業等の拡充
措置区分	補助要綱
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	情報通信格差是正費補助金交付要綱補足事項1 地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱補足事項1
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	地域イントラネット基盤施設整備事業及び地域公共ネットワーク基盤整備事業において、あらかじめケーブルテレビへの開放を目的とする整備は認められていない。
支援措置を設ける 趣旨	地域の公共施設間等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備を促進するため、地域イントラネット基盤施設整備事業及び地域公共ネットワーク基盤整備事業について、あらかじめケーブルテレビ(地方公共団体又は第3セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能としました。
支援措置の内容	地域イントラネット基盤施設整備事業及び地域公共ネットワーク基盤整備事業においてケーブルテレビ(地方公共団体又は第3セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能とします。 なお、この措置は情報通信格差是正費補助金交付要綱等に従い、所要の手続きをとっていただく必要があります。手続の詳細については、総務省の各総合通信局まで御相談ください。
今後の検討スケ ジュール	
特記事項	特になし

支援措置番号	204011
担当省庁	総務省
240401-2-11-1	補助要綱
措置区分 	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱別表「1 移動通信用鉄塔施設整
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	備事業」の項
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	移動通信用鉄塔施設整備事業の補助対象設備である伝送用専用線については、「無線を使用するものに限る。」とされています。
支援措置を設ける 趣旨	有線の伝送用専用線については、従来、移動通信サービス提供事業者が独自に確保しなければならず、そのための費用負担が本事業に参画できない要因の一つとなっていました。このため、基地局から同一市町村内のアクセスポイントまでの有線設備(光ケーブル)を補助対象化することにより、本事業への事業者の一層の参画を図ることとしました。
支援措置の内容	基地局から同一市町村内のアクセスポイントまでの有線設備(光ケーブル)を補助対象化します。 なお、この措置は、移動通信用鉄塔施設整備事業の補助対象の拡充を内容とするものであり、本事業の実施を要望される場合は、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱等に従い、所要の手続をとっていただ〈必要があります。手続の詳細については、総務省の各総合通信局まで御相談〈ださい。
今後の検討スケ ジュール	
特記事項	特になり

支援措置番号	204012
担当省庁	総務省
支援措置事項名	加入者系光ファイバ網設備整備事業の対象地域の拡大
措置区分	補助要綱
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱「第3条(2)」の項
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	加入者系光ファイバ網設備整備事業の事業対象地域については、過疎又は離島の属する町村全域とされています。
支援措置を設ける 趣旨	本事業の事業対象地域は、過疎又は離島の属する町村全域に限られていましたが、地理的情報格差の是正の一層の推進や関係町村、団体等からの要望を踏まえ、辺地、半島、山村、特定農山村を含む町村全域へ拡大しました。また、市町村合併の推進状況を踏まえ、合併により市となった旧対象町村の区域を事業対象地域としました。
支援措置の内容	本事業は、過疎地域等において、モデル事業として、地域公共ネットワークを活用しつつ加入者系光ファイバ網を整備する町村に対して、国が所要経費の3分の1を補助するものです。また、町村の負担分については、過疎債、辺地債及び地域活性化事業債が措置されます。 平成16年度より、事業対象地域を過疎又は離島の属する町村全域に加え、辺地、半島、山村、特定農山村を含む町村全域にも拡大します。なお、平成15年末日現在過疎地域、離島に係る町村又は平成16年度当初において辺地、半島、山村、特定農山村に係る町村であって、合併により市となったものについて、旧対象町村の区域を事業対象地域とします。 本事業の実施を要望される場合は、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱等に従い、所要の手続をとっていただく必要があります。手続の詳細については、総務省の各総合通信局まで御相談ください。
今後の検討スケ ジュール	
特記事項	特になし

支援措置番号	2040013
担当省庁	総務省
支援措置事項名	ロボット実証実験における特定実験局開設
措置区分	省令
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	·電波法施行規則第7条 ·無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準第6条 ·無線局免許手続規則第15条の6及び第17条
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	実験局に係る申請から免許までには、審査(混信検討を含む)、予備免許及び落成検査が必要となります。
支援措置を設ける 趣旨	技術革新のスピードの速い情報通信分野において、周波数有効利用技術や新たな無線システムの実証実験を早期に実施したいとの要望が大学やメーカーの研究所等から寄せられていることから、混信の回避等、一定の要件の下、早期に開設できる実験局(特定実験局)の制度を創設しました。これにより、大学やメーカー等での新たな技術開発が促進され、迅速な製品化等、産業の活性化に結びつ〈ものと期待しています。
支援措置の内容	予め告示した周波数、空中線電力及び使用地域の範囲内であって、免許期間が1年から2年程度の短期間の実験局については、予備免許及び無線局検査の省略により、免許手続きを大幅に緩和し、申請から免許付与までを1~2週間程度で行えるようにするものです。
今後の検討スケ ジュール	平成16年3月1日付官報により掲載日をもって施行済み。
特記事項	特になし

支援措置番号	205001
担当省庁	法務省
支援措置事項名	学校の夏期休業等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する 在留資格の付与
措置区分	告示
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	未定
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	なし
支援措置を設ける趣旨	外国の大学生を外国語講師等として招聘することが可能となることから小中学校の生徒が、夏休み期間中などに外国語や異文化を体験する機会が広が以当該地域において国際化へ対応しる人材育成が図られる。
支援措置の内容	外国の大学の学生が夏期休暇等を利用して、地方公共団体が実施する異文化交流を目的としたプログラムに参加し以下の要件を満たす場合には、報酬を受けて、我が国の小中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活動について、特定活動の在留資格を決定する。地方公共団体において、当該学生に対しその滞在期間中の住居の提供その他必要な支援を行う体制が整っていること当該学生が講義を行う場所、期間及び報酬が地方公共団体が策定するプログラム等において明確にされていること地方公共団体において当該学生の入国から帰国までの管理が徹底されていること 注具体的な要件については、今後変更することが有い得る。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度中に告示の改正を実施
特記事項	

支援措置番号	206001
担当省庁	外務省
支援措置事項名	香港 SAR旅券、英国 BNO旅券香港居住権者に対する査証免除
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	査証が必要
支援措置を設ける趣旨	日香港間の人的交流の促進
支援措置の内容	香港特別行政区 \$AR旅券所持者及び英国海外市民 BNO旅券所持者が我が国を90日以内非就労で訪問する場合に必要となる短期滞在査証を免除する。
今後の検討スケ ジュール	本年4月1日より実施
特記事項	なし

支援措置番号	230002
担当省庁	財務省、厚生労働省
支援措置事項名	国民生活金融公庫の企業再生に係る特別貸付制度の創設
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	国民生活金融公庫特別貸付制度要綱の制定
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	-
支援措置を設ける 趣旨	現在、国民生活金融公庫では、セーフティネット機能を適切に果たすべく、中小企業の資金需要に積極的に対応しているところですが、中小企業再生支援協議会、株式会社産業再生機構、株式会社整理回収機構等を活用した企業再生対する取組みを一層強化することにより、地域再生を支援する必要がります。こうした観点から、中小企業再生支援協議会、株式会社産業再生機構、株式会社整理回収機構等に係る企業再生に取組む中小企業を支援するための貸付制度について、平成16年度より創設することを予定しています。
支援措置の内容	国民生活金融公庫において、中小企業再生支援協議会、株式会社産業再生機構、株式会社整理回収機構等に係る企業再生に取組む中小企業を支援するための貸付制度を平成16年度より創設することとなっており、当該措置が地域再生計画に盛り込まれた場合には、国民生活金融公庫の既存の貸付制度で対象となる事業者であるという要件に合致するか否かについて形式面での判断を行い、実際の融資について、具体的な融資に関する相談等に応じ、国民生活金融公庫による金融面での判断を経た上で融資を行います。
今後の検討スケ ジュール	国民生活金融公庫の企業再生に係る特別貸付制度については、16年度予算成立後、当年度初頭に創設されることになります。
特記事項	特になり

支援措置番号	208001
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	地域づくり支援室などアドバイザリー機能の強化
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	「地域づくり支援室設置」要綱 (平成15年12月25日 生涯学習政策局長決定)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	教育、文化及びスポーツの分野の振興を通じた地域づくりを推進するため、 文部科学省内に「地域づくり支援室」を設置し、地域づくりのための地方公共 団体等からの相談への対応や要望等の把握、新たな支援策の企画・立案、 専門家の派遣、関係機関との仲介支援、取組の全国への普及等、教育関連 の総合的な支援体制の整備を図ります。
支援措置を設ける 趣旨	教育、文化及びスポーツの振興を通じた地域づくりを推進する観点から、地域づくり支援室等のアドバイザリー機能の充実を図る。
支援措置の内容	文部科学省では、教育、文化及びスポーツの振興による地域づくりを更に 積極的・総合的に推進するため、平成16年1月19日に「地域づくり支援室」 を設置し、文部科学省の地域づくりに関する施策の充実を図っています。ま た、地域づくりを支援する文部科学省のワンストップサービスセンターとして、 市町村等からの相談に対応できる総合窓口としての機能を果たします。 (室の構成) ・生涯学習政策局、初等中等教育局、高等教育局、スポーツ・青少年局、文 化庁の職員 ・大学教授、市町村長等、NPO等のまちづくり関係団体の代表者等の外部 の地域づくりの専門家(「地域づくり支援アドバイザー」) (具体的な支援) 教育・文化・スポーツによる地域づくりを推進するため、新たな地域づくり のための施策の企画・立案、市町村等からの要望の把握、相談体制の整備 や専門家の派遣、関係機関との仲介支援、地域づくりの取組の全国への普 及等に係る支援を実施します。
今後の検討スケ ジュール	地域づくり支援室の各機能の充実をはかります。 文部科学省内の地域づくり関連する情報を「地域づくり支援室HP」において随時発信します。 地域づくりを積極的におこなっている市町村による「地域づくり支援研究協議会」を設置し、市町村主体の地域づくりに関する情報発信・交換の場として継続的に実施します。(平成16年3月16日第一回開催) 地域づくり支援アドバイザー(外部の専門家)等の積極的な活用により、地方公共団体に対する相談体制を更に強化します。 全国の国公私立大学等を対象に地域づくりの取組事例集を作成し、先進事例として市町村等へ情報提供いたします。 全国の都道府県、市町村を対象とした地域づくりの取組事例集を作成し、先進事例として市町村等へ情報提供いたします。
特記事項	特になし

支援措置番号	208002
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	幼稚園における木材の活用が可能であることの明確化
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	幼稚園設置基準第8条第1項
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	幼稚園の保育室、遊戯室及び便所の施設を2階に置く場合には、園舎を耐 火建築物としなければならないこととなっています。
支援措置を設ける 趣旨	現在でも、耐火建築物とする場合も含め、木材を活用した幼稚園園舎を設置することは可能であるが、今回、地域再生構想の提案の中で、幼稚園設置基準の規定が、木材利用の障害となるのではないかという趣旨の指摘があったため、幼稚園における木材の活用が可能であることを明確化するものです。
支援措置の内容	木材の活用を進めるために教育委員会の施設担当者や一般の方等を対象とした講習会の開催や、木材を活用した学校施設の事例集の作成を行い、その中で幼稚園を耐火建築物とする場合も含めて、木材を活用した施設の設置が可能であることについて明確化します。 (法令の特例等を設けるものではありません)
今後の検討スケ ジュール	平成16年度中に措置
特記事項	特になし

支援措置番号	208003
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	補助金で取得した研究機器等の研究終了後の転用の弾力化
措置区分	通知
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第 13条及び14条、ほか各補助金制度の交付要綱等
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	補助事業等により取得した研究開発機器等の財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、・補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合・文部科学大臣が定める期間を経過した場合を除き、大臣承認を受けなければならない。
支援措置を設ける 趣旨	本来は、補助金等の交付の目的内で使用等されることを原則としつつも、当該補助金の趣旨や目的にかんがみ、必要に応じて大臣承認の基準の明確 化等を図ることにより、転用の弾力化を図る。
支援措置の内容	補助事業の終了後に、補助事業等により取得した研究開発機器等の財産を転用しようとする場合の大臣の承認基準を以下のとおり明確化する。 【承認基準】 当該機器等を維持する必要性の低下や、当該機器等の遊休化に伴い、その転用を図ることが経済活性化等の観点から効果的であると認められること補助事業等の目的と密接に関連する用途又は公共性の高い用途に転用されること 以上の基準をいずれも満たす場合には、当該機器等の転用により補助事業者等が収益を受ける場合等を除き原則として国庫納付を求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めるものとする。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度中に補助事業者への事務連絡等により周知する予定。 なお、本支援措置を地域再生計画に位置づけた申請があった場合は、文部 科学大臣の同意を得た内閣総理大臣の認定をもって、文部科学大臣の承認 があったものと見なすこととする。
特記事項	本支援措置を地域再生計画に位置づける場合の認定申請書には、 ・対象補助事業名 ・事業期間中の補助金交付金額 ・処分しようとする財産(仕様、数量、取得時の価格、取得年月日等)及びその内容 ・処分の理由及び処分予定年月日 ・処分の相手方(住所、氏名、使用場所及び目的)・・処分の条件 を記載すること。併せて、 ・当該機器等を維持する必要性の低下や、当該機器等の遊休化に伴い、その転用を図ることが経済活性化等の観点から効果的であると認められること・補助事業等の目的と密接に関連する用途又は公共性の高い用途に転用されること がいずれも満たされることを証する書面を添付するものとする。

支援措置番号	208004
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	案内標識等サイン類の様式の統一
措置区分	通知
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	・歴史の道整備活用推進事業国庫補助要項
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	歴史の道整備活用推進事業国庫補助要項において、対象地域における標識、説明板、休憩施設等、活用管理施設の整備を補助対象としておりますが、標識等の様式について特段の定めは設けていません。
支援措置を設ける 趣旨	歴史の道整備活用推進事業における案内標識等サイン類について、他事業において設置するものと様式を統一化することなど、地域が最適と判断した様式での設置が可能であることを確認し周知することにより、地域再生のために行う事業の円滑な実施を支援するものです。
支援措置の内容	歴史の道整備活用推進事業においては、各種案内標識について地域が景観等を考慮して最適と判断した形状、色等により設置することが可能であることを確認のため全国に通知します。
今後の検討スケ ジュール	平成15年度中に全国の都道府県に通知します。
特記事項	特になり

支援措置番号	208005
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	カモシカの捕獲についての現状変更許可権限の都道府県への委譲
措置区分	告示 文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヌ
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	都道府県等の教育委員会が史跡名勝天然記念物の「管理のための計画」を 定めている区域のうち、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文 化庁長官が指定する区域における現状変更の事務は、都道府県等の教育 委員会へ権限委譲することができます。
支援措置を設ける 趣旨	都道府県の教育委員会に現状変更の許可等の権限を移譲し、文化財保護法における手続きの簡素化、効率化を図ることにより、地域再生のために行う事業の円滑な実施を支援するものです。
支援措置の内容	都道府県の教育委員会が、特別天然記念物カモシカの適切な保護管理を図るため、文化庁長官が次の要件に該当し適切と判断した場合には、文化財保護法におけるカモシカの捕獲の許可等の権限を都道府県に委譲することとします。 (1)農林業等被害防止に係る捕獲であること。 (2)カモシカ保護地域とそれ以外の地域について、生息状況・生息環境・農林業被害発生状況及び被害対策実施状況等のデータに基づいた、地域個体群を単位とする保護管理計画を策定すること。 (3)保護管理計画の策定及び実施にあたっては、カモシカの地域個体群の生息状況について専門的な知見を有するメンバーからなる組織を有していること。 (4)捕獲後の生息状況が維持されていないと判断した場合は、直ちに捕獲を中止すること。 (6)当該都府県内の関係部局との連絡体制がとられていること。 (7)カモシカ保護地域が複数の都府県にわたる場合において、保護管理計画の策定及び実施にあたっては、関係都府県と協議をすること。
今後の検討スケ ジュール	本措置を地域再生計画に位置づける場合については、文部科学大臣が同意 し、官報告示をもって権限の委譲を認めることとします。
特記事項	本措置を地域再生計画に位置づける場合については、 (支援措置の内容) に掲げられている支援措置の適用要件に該当する旨が明らかになるよう必 要な書類を添付して〈ださい。

支援措置番号	209001
担当省庁	厚生労働省
担当自力	
支援措置事項名	緊急地域雇用創出特別基金事業の中小企業特別委託事業の委託対象者要 件の見直し
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	「平成13年度緊急地域雇用創出特別交付金の交付及び緊急地域雇用創出 特別基金事業の実施について」(平成13年11月28日付け厚生労働省発職 第252号)別紙2「緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領」第6
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	緊急地域雇用創出特別基金事業のうち中小企業特別委託事業については、雇用機会の創出に加えて、経営の悪化した中小企業における雇用の安定についても目的としていることから、本事業を受託できる中小企業については、従業者数が50人未満であること、最近の売上高が一定以上減少していることなどを要件としています。
支援措置を設ける 趣旨	平成14年度補正予算において、緊急地域雇用創出特別交付金を拡充し、中小企業の雇用の安定や雇用機会の創出を目的とした「中小企業特別委託事業」を新設し、平成15年度から実施していますが、最近の景気が着実に回復している状況を踏まえ、景気の回復が雇用機会の創出・拡大に確実に結びつくようにするため、本事業の見直しを行います。
支援措置の内容	本事業は、中小企業の雇用の安定や雇用機会の創出を目的とするものですが、最近の景気が着実に回復している状況を踏まえると、今後においては、景気の回復が雇用機会の創出・拡大に確実に結びつくようにしていくことが重要であることから、平成16年度に新たな事業類型を創設するなど、要件の見直しを行います。 1.現行の事業類型の見直し (1) 対象企業要件 常時雇用する労働者が50人未満 3年前から直近の事業年度まで2年連続売上高が減少し、かつ、直近の事業年度の生産量(額)、販売量(額)等事業活動を示す指標(生産指標)が平成12年度又は3年前に比べ1/3以上減少している企業 (2) 実施要件 事業費に占める人件費割合が5割超事業従事者に占める新規雇用失業者数の割合が1/10以上 2.新たな事業類型の創設 (1) 対象企業要件 常時雇用する労働者が50人未満3年前から直近の事業年度まで2年連続売上高が減少し、かつ、直近の事業年度の生産量(額)、販売量(額)等事業活動を示す指標(生産指標)が平成12年度又は3年前に比べ1/5以上減少している企業 (2) 実施要件事業費に占める人件費割合が5割超事業従事者に占める所規雇用失業者数の割合が1/2以上
今後の検討スケ ジュール	特になし
特記事項	特になし

支援措置番号	209002
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	若年者向け就業支援センターへの支援と国の職業紹介事業との十分な連携 の確保
———————————— 措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	特になり
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	特になし
支援措置を設ける 趣旨	地域との連携及び協力による若年者に対する効果的な就職支援対策を推進するため、都道府県が地域における主体的な取組として若年者のためのワンストップサービスセンターを設置する場合には、国としても、必要な支援及び協力を行います。
支援措置の内容	平成16年度より、都道府県が若年者のためのワンストップサービスセンターを設置する場合には、次に掲げる事業を内容とする「若年者地域連携事業」を委託するとともに、都道府県の要請に応じ、ハローワークの併設を行います。 [若年者地域連携事業]・中・高校生に対するジュニア・インターンシップ及び職場見学受入れ並びにキャリア探索プログラムに係る講師の派遣に関する広報及び啓発並び協力企業の開拓及び協力企業に関する情報提供・高校生の保護者の就職に関する意識の啓発・高校の進路指導担当者の知識及び能力の向上のための支援・若年者の採用拡大のための広報及び啓発等・若年者採用好事例の収集及び提供・若年者に対する企業説明会の実施・若年者に対する職場実習の機会の確保・内定者に対する講習会の実施・その他若年者の就職を容易にするための事業
今後の検討スケ ジュール	平成16年4月から、若年者地域連携事業の委託及び都道府県の要請に応じたハローワークの併設を実施します。
特記事項	都道府県が設置する若年者のためのワンストップサービスセンターに、八 ローワークの併設を希望される場合は、地域再生計画の作成・申請の前に、 あらかじめ都道府県労働局にご相談〈ださい。

支援措置番号	209003
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	地方公共団体の行う無料職業紹介事業の公共職業安定所との求人情報等の共有化
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	平成10年3月27日職発第171号「地方公共団体に対する雇用情報の提供等について」
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	公共職業安定所は、地方公共団体の求めに応じ、求人情報一覧表等を提供しています。
支援措置を設ける 趣旨	地域再生に取り組む地方公共団体に対する支援及び協力の一環として、地域の労働力需給調整機能の向上に資するよう、公共職業安定所が保有する求人情報を電子媒体で提供します。
支援措置の内容	地方公共団体が地域の実情に応じて自ら無料職業紹介事業を行う場合には、当該地方公共団体の要請に応じ、公共職業安定所が保有する求人情報のうち、求人者の同意を得てハローワークインターネットサービスにおいて公共職業安定所の求職者以外にも公開されているものを電子媒体で提供します。なお、本支援措置は「地域再生雇用支援ネットワーク事業」の一部です。
今後の検討スケ ジュール	現在、電子媒体による求人情報の提供のためのプログラムを開発中であり、 平成16年4月から実施する予定です。
特記事項	特になり

支援措置番号	209004
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	仕事と家庭両立支援特別援助事業補助金によるファミリー・サポート・セン ターの支部の設置要件の緩和
措置区分	通知
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	「仕事と家庭両立支援特別援助事業の実施について」(平成13年8月6日付け雇児発第510号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	育児に関する相互援助活動を行う市町村のうち、人口10万人を超える市町村については、一定規模以上の事業の実施(援助を行いたい者及び援助を受けたい者の合計数が原則として各支部150人以上であること。)が見込まれる場合、本部のほかに支部を設置することができます。
支援措置を設ける 趣旨	支部の設置要件を緩和し、地域の実情に応じた支部の設置を可能とすることにより、仕事と子育てを両立できる環境の整備を行い、地域における子育て 支援機能の強化を図ります。
支援措置の内容	現在の要件では、人口10万人を超える市町村でかつ一定規模以上の事業が見込まれる場合について、支部の設置を可能としていますが、これを市町村合併などの特別な事情がある場合について、特例措置を設けることとします。 具体的には、以下の場合において、10万人未満の市町村においても支部を設置することができるようになります。 合併した市町村において、合併前の旧行政区単位での支部設置 隣接する複数の市町村が共同でファミリー・サポート・センターを設置した場合において、構成する市町村ごとの支部設置
今後の検討スケ ジュール	
特記事項	特になり

支援措置番号	209005
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	若年者職業能力開発支援事業の実施主体に都道府県を追加
措置区分	通達
支援措置に係る法令 等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令 等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣 旨	若年者を取り巻く現下の雇用失業情勢は厳しく、無業者・フリーターの増加が我が国の経済基盤にも長期的に重大な影響を及ぼす懸念があることから、平成15年6月10日に関係4大臣による「若年自立・挑戦プラン」が取りまとめられ、これを踏まえ、平成16年度から日本版デュアルシステムを導入することとしています。
支援措置の内容	日本版デュアルシステムについては、以下の内容で実施していく予定ですが、平成16年10月から実施する予定であるため、詳細については別途通知により明確にすることとします。 1. 概要 この日本版デュアルシステムは、企業実習と座学を組み合わせた養成プログラムを通じて、若年者を一人前の職業人に育てる新たな人材育成システムであるが、その一環として、既存の公共職業能力開発施設において実施する普通課程(もしくは短期課程)の職業訓練のスキームも活用したデュアルシステムを構築、実施し、企業の求人内容の高度なニーズに対応するとともに、若年者のフリーター化・無業化の防止を図ることを目的とします。 2. 訓練対象者 原則として、30歳未満の求職者であって、その早期安定就労のために本事業の措置を講じることが適当である者 3. 訓練期間 1年以上2年以下(1年につき概ね1,400時間であり、かつ教科の科目毎の訓練時間を合計した時間が、訓練期間が2年である場合は2,800時間以上) 4. 訓練設定科目の対象となる職種自動車整備、電気工事、介護等、知識の習得に加え、実務経験が当該分野への就労の重要な要件となっている分野を中心として、地域のおける若年未就職の動向、訓練ニーズ等を考慮した上で設定。 5. 訓練定員 本訓練を行う一単位の訓練生数は20人を標準として、概ね10人から30人の範囲内。
今後の検討スケ ジュール	別途「日本版デュアルシステム(普通課程活用型)の実施要領(仮称)を通知し、平成16年10月より実施予定。
特記事項	

支援措置番号	209006
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	居宅介護従事者の養成研修を修了した者について、介護保険制度における 訪問介護員として都道府県知事が個別に認めた場合の同様の活動の可能 化
措置区分	通知
	「訪問介護員に関する省令について」(平成12年3月21日付け老企第46号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
	居宅介護従事者の養成研修を修了した者について、介護保険制度における 訪問介護員として都道府県知事が個別に認めた場合に同様の活動が可能 であることは明記されていません。
支援措置を設ける 趣旨	支援費制度におけるホームヘルパー(居宅介護従業者)が介護保険制度におけるホームヘルパー(訪問介護員)として活動しようとする場合、都道府県知事の判断によって、訪問介護員養成研修の課程のすべてを履修し直すのではなく、一部の履修を免除することができるようにします。
支援措置の内容	「「訪問介護員に関する省令について」の一部改正について」(平成16年3月26日老振発第0326001号厚生労働省老健局振興課長通知)を発出し、「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)第2号から第16号までに掲げる研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、当該研修において履修した科目が訪問介護員養成研修課程において履修すべき科目と重複すると認められるものについては、各都道府県の判断により、訪問介護員養成研修課程のうち当該重複すると認められる科目を免除することができるものとしました。
今後の検討スケ ジュール	
特記事項	特になし

①支援措置番号	210001
②担当省庁	農林水産省
③支援措置事項名	市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化
④措置区分	通達
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	特定農地貸付法は、地方公共団体及び農業協同組合が、農地の利用を希望する都市住民等に対し、非営利目的での農作物の栽培を行うため、小面積の農地を短期間貸付ける場合において、例外的に農地法(農地の権利移動の制限)の適用を除外するものです。
⑦支援措置を設ける 趣旨	レクリエーション等非営利目的での農作物の栽培のために農地を貸し付ける市民農園(特定農地貸付け)において、自家消費量を超える農作物の収穫が得られた場合の取扱いなど、農作物の販売が可能な範囲に関して通知します。
⑧支援措置の内容	特定農地貸付法上は、「営利を目的としない農産物の栽培」に限って都市住民等による農地の利用が認められているところですが、例えば、予期せず自家消費量を超える農作物の収穫が得られた際の扱いなどについて、様々なケースをもとに、的確な法の運用ができるよう、通知により解釈を明確化するものです。
9今後の検討スケ ジュール	「市民農園の整備の推進に関する留意事項について」(平成16年3月26日付け15農振第2643号農村振興局長通知)により通知しました。
⑩特記事項	特になし

①支援措置番号	210002
②担当省庁	農林水産省
③支援措置事項名	農村地域工業等導入促進法の指定を受けて整備した工業用地の宅地への 転用
④措置区分	通達
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	農村地域工業等導入促進法第5条、「農村地域工業等導入促進法の運用に ついて」第4
	縮小に係る土地が実施計画策定時に農地の転用について所要の調整を行ったものである場合、実施計画の変更に先立って、農地転用部局と協議を行っています。
⑦支援措置を設ける 趣旨	今回の地域再生構想提案に基づき、地域再生が図れるよう、農村地域工業等導入実施計画の変更に当たって、協議に係る手続きを迅速化するための通知を発出することとします。
⑧支援措置の内容	農村地域工業等導入実施計画の変更に当たっては、農村地域工業等導入促進法第5条第8項に基づき都道府県知事との協議を行うことが必要とされていることから、運用上、計画変更に先立ち農地部局との協議を行っています。こうした中、協議に係る手続きを迅速化するため、 ①全ての計画変更について農地部局との協議を要するものではなく、既に工業用地として造成済みの場合には、農地部局との協議を必要としないことを明確化するとともに、 ②都道府県知事との協議については、一律に処理するのではなく、工業等導入地区を設定した時期、工業等の導入の現状及び今後の見通しといった地域の実情を十分勘案し、事務手続きの迅速化に努めるよう、平成16年8月を目途に通達を施行します。
⑨今後の検討スケ ジュール	工業等の導入の不十分な地区を有する市町村に対して調査を行った後、平成16年8月を目途に通達を施行します。
⑪特記事項	特になし

①支援措置番号	210003
②担当省庁	農林水産省
③支援措置事項名	バイオマス利活用フロンティア整備事業補助対象実施主体の拡大
④措置区分	補助要綱
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱の第2の2事業主体等
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱の第2の2では、本事業の事業実施主体として都道府県、市町村が規定されています。
⑦支援措置を設ける 趣旨	・民間事業者や農業団体の資金、経営能力、技術的能力を活用し、バイオマスの利活用をより一層、効率的に推進していくため事業実施主体の拡大を行うものです。
⑧支援措置の内容	・本事業は、新技術等を活用したバイオマス利活用施設をモデル的に整備することにより、地域におけるバイオマス利活用システムを構築し、環境と調和のとれた循環社会の構築を図ることを目的とした事業です。 ・平成16年度からは新たに、地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農業団体若しくは民間事業者が参加する共同事業体、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第2条第5項の選定事業者を、事業実施主体として追加する予定です。 ・なお、本事業を実施するに当っては①地域におけるバイオマスの利活用の推進により、循環型社会の構築及び農山漁村地域の活性化等の促進を図る地域であること。②バイオマスの利活用を推進する新技術等を有する施設を整備すること。なお、新技術とは乾式メタン発酵、炭化、食品廃棄物の飼料化、湿式メタン発酵とその消化液のたい肥化、その他の開発されているバイオマスの変換・製造技術であって、その技術を用いたバイオマスの利活用が普及段階にあるものや従来の技術を組合せた新たな変換・製造システムをいうものとする。③事業で整備する施設の利用及び運営管理が事業計画に基づき適正に実施されることが見込まれる地域であること。④地域におけるバイオマス利活用のための総合的な計画の策定が確実であること。あわせて、地域のバイオマスを円滑に利活用するために課題の把握・対応策の検討をするための推進体制の整備、調査・試験、普及・啓発等が確実に実施されること。の4つの要件を満たしている必要があります。
9今後の検討スケ ジュール	平成16年度予算が成立した場合に、事業実施主体の拡充が施行される予 定です。

## ⑩特記事項

補助申請に当っては①地域の現状並びにバイオマスの利活用の現状。② 事業主体及び施設の予定運営管理者。③循環型社会構築に向けた地域 の基本構想。④事業計画区域の範囲。⑤費用の総額及びその内容。⑥費 用負担の方法及び資金計画。⑦施設の工事計画。⑧施設の運営管理計 画。⑨バイオマス利活用計画。⑩バイオマスの利活用体制。⑪関連事業。 ⑫工事の着手及び事業期間。⑬その他必要な事項。について定めた事業 計画を作成し、該当する都道府県知事の承認を得る必要があります。また、補助申請の受付時期は4月となっています。

①支援措置番号	210004
②担当省庁	農林水産省
③支援措置事項名	林業・水産業等の連携
④措置区分	運用
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	「豊かな海と森林を育む総合対策について(案)」(運用通知)
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第882 号農林水産事務次官依命通知)、民有林補助治山事業実施要領(昭和48年11 月27日付け48林野治第2235号)、林業生産流通総合対策事業実施要領(平成10年4月8日付け10林野政第241号農林水産事務次官依命通知)において水資源のかん養、水質の保全等を通じて、豊かな海づくりにも資する森林整備等の事業を規しています。また、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)、水産物供給基盤整備事業等実施要領(平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知)、水産基盤整備調査事業実施要領(平成13年3月30日付け12水港第4639号)、漁港漁村総合整備事業実施要領(平成6年6月23日付け6水港第1759号)において、漁港漁場漁村の整備を規定しています。
⑦支援措置を設ける 趣旨	近年、林業採算性の悪化等から森林所有者による管理が不十分な森林がみられる中で、森林の果たしている水資源のかん養、水質の保全、国土保全、生活環境の保全等の多面的機能の低下が懸念される状況となっています。一方、沿岸部においては、埋立や環境の変化による藻場・干潟の減少、生活排水の流入、河川環境の変化等による土砂の流入等の要因から沿岸域の水域の悪化が著しく、水産資源の生息環境となる漁場環境の保全・創造を図ることが緊急の課題となっています。 このため、森林・林業関係者と漁業関係者等の参画の下、豊かな海を育む森林の整備・保全と漁場環境の改善に係る施策を一体的かつ総合的に実施するとともに、地域で生産される間伐材等の木材資源を魚礁や漁港整備等へ積極的に活用すること等「公共事業のグリーン化」を図ることにより、上流水源地域から下流沿岸域に至る自然・生態系等の保全に資するものです。
⑧支援措置の内容	平成16年度から、森林・林業関係者と漁業関係者の参画の下、豊かな海を育む森林の整備・保全(水土保全林整備事業等)と漁場環境の改善に係る施策(水産物供給基盤整備事業等)を一体的かつ総合的に実施するとともに、地域で生産される間伐材等の木材資源について魚礁や漁港環境施設に係る整備等水産関係施設への活用を推進します。 なお、間伐材等の木材を活用した魚礁の整備に当たっては、技術の集積や普及を図る上で有効である事業をモデル的に実施します。また、事業の実施を要望される場合には、原則、事業実施の前年に都道府県から水産庁に対し補助事業の要望を行う必要があります。
<ul><li>⑨今後の検討スケ</li><li>ジュール</li></ul>	「豊かな海と森林を育む総合対策について(運用通知)」は、平成16年度の予算成立後速やかに地方公共団体に対し通知する予定としています。

	特になし		
⑩特記事項			

①支援措置番号	210005
②担当省庁	農林水産省
③支援措置事項名	新山村振興等農林漁業特別対策事業の事業主体の拡充
④措置区分	通達
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領 別記 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施基準
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	本事業の事業主体は、市町村、都道府県、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体、第3セクター等となっています。
⑦支援措置を設ける 趣旨	山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の特性を活かした農林漁業を始めとする多様な産業の振興を図るうえで必要な諸施設の整備に当たって、その建設・管理を効率的かつ効果的に行うためには民間活力の導入が有効であるという観点から、本事業の事業主体に、PFI法の手続きを経た民間事業者を追加します。
⑧支援措置の内容	「新山村振興等農林漁業特別対策事業」においては、施設の建設・管理の効率的かつ効果的な実施のため民間活力の導入が有効であるという観点から、これまで第3セクター方式で対応してきたところですが、更にこれを推進することとし、施設等の事業主体に、PFI法の手続きを経た民間事業者を追加することとします。 PFI事業者が事業主体となる場合の事業内容は、農林水産物直売・食材供給施設、地域資源循環活用施設、地域資源活用総合交流促進施設及び体験農園施設とします。
⑨今後の検討スケ ジュール	平成16年度予算が成立し次第、新山村振興等農林漁業特別対策事業実施 要領を一部改正します。
⑪特記事項	別途補助申請(5月に申請受付予定)が必要です。

①支援措置番号	210006
②担当省庁	農林水産省
③支援措置事項名	競争的資金に係る地方領域設定枠の創設
④措置区分	通達
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業実施要領
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業実施要領の「第2事業内容」において、農林水産分野の試験研究に関し、幅広いセクターの研究勢力を結集してこれに取り組む仕組みを講じることにより、生産現場に密着した試験研究の迅速な推進を図るために、「農林水産行政上の要請により、緊急性及び重要性が高く、試験研究の成果が生産現場や政策立案に資するものとして毎年度設定される研究領域」に係る研究について、「全国を対象とした研究領域(全国研究領域)に対応した研究」と「地方を対象とした研究領域(地方研究領域)に対応した研究」の推進を図ることを予定しています。(地方研究領域に対応した研究の枠は、平成16年度から新たに設定されます。関係要領は改正済みです。)
⑦支援措置を設ける 趣旨	農林水産省が設定する施策推進上の重点研究領域に対応した研究開発を推進する「研究領域設定型研究」について、各地方独自の施策課題に臨機応変に対応するため「地方領域設定型」を創設し、地域の農林水産研究の推進、地域経済の活性化を図るものです。
⑧支援措置の内容	本事業は現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図ることを目的とした、提案公募型の競争的研究資金制度です。今回新たに創設する「地方領域設定型研究」では、各地方独自の施策課題に臨機応変に対応するため、新たに地方段階で地方農政局等が自ら研究領域を設定し、地域の農林水産研究の推進、地域経済の活性化を図ることを目的としています。地方研究領域に対応した研究を行いたい場合には、産学官の研究機関による共同研究を行うことを条件に、本事業に応募頂くことができます。応募課題については、外部専門家、外部有識者による事前評価を経て、優れた課題が採択され、採択課題については国の事業として委託実施することとなります。
⑨今後の検討スケ ジュール	本事業の平成16年度の地方領域設定型研究については、平成16年4月に採択課題を決定し、委託実施する予定です。 なお、地方研究領域の次回の設定は平成16年12月、課題の公募については平成17年1月に行う予定です。
⑩特記事項	特になし。

①支援措置番号	210007
②担当省庁	農林水産省
③支援措置事項名	農地転用の許可申請手続きの円滑化
④措置区分	通達
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項、第5条第1項
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	農地転用の許可のうち、4haを超えるものについては、農林水産大臣の権限とされており、この許可申請は都道府県を経由して行うことになっています。
⑦支援措置を設ける 趣旨	農地転用の許可申請手続きの円滑化を図るため。
⑧支援措置の内容	4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県知事の事務については、地方自治法第252条の17の2の特例条例に基づき市町村に委譲することが可能であり、地方公共団体の実情に応じた運用が可能であること等について、通知を地方公共団体に対して発出し、周知することとしています。
<ul><li>⑨今後の検討スケ</li><li>ジュール</li></ul>	「農地転用許可制度及び農業振興地域制度の運用の適正化等について」 (平成16年3月30日付け15農振第2715号農村振興局長通知)により通知 しました。
⑩特記事項	特になし

①支援措置番号	210008
②担当省庁	農林水産省
③支援措置事項名	就農支援資金の貸付対象の拡充
④措置区分	法律
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第2条、第 4条、第7条、第8条、第9条、第10条
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	新たに就農しようとする青年等は、就農計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受けることができます。 当該認定を受けた者は、当該認定に係る就農計画に従って就農するのに必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金及び農業経営を開始するのに必要な資金を借り入れることができます。
⑦支援措置を設ける 趣旨	近年、農業を営む法人や農家(以下「農業法人等」という。)に就農し、その一員として農業に取り組もうとする者が増加してきています。また、農業経営の法人化の進展等に伴い農業法人等の人材需要の増大が見込まれる中で、将来の農業を担う者を確保していくためには、農業法人等への就農を目指す者に対する支援も重要となっています。このような状況を踏まえ、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者に対し、就農支援資金を貸し付けることができるようにする等の措置を講ずることにより農業法人等への就農を積極的に促進することとしています。
⑧支援措置の内容	農業法人等への就農を積極的に促進するため、 ①農業法人等は、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする場合に、就農計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとします。 ②都道府県青年農業者等育成センターが、就農計画の認定を受けた農業法人等に対し、無利子の就農支援資金(研修等に必要な資金や住居の移転等の就農準備に必要な資金)を貸し付けることができることとします。
9今後の検討スケ ジュール	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を 改正する法律案を第159回国会に提出。
⑩特記事項	特になし

①支援措置番号	210009
②担当省庁	農林水産省
③支援措置事項名	農業法人等に対する出・融資の一体的提供
④措置区分	運用
⑤支援措置に係る法令等 の名称及び条項	農業近代化資金融通措置要綱第2の1、農業改良資金制度運用基本要綱第3の 1、農業経営基盤強化資金実施要綱第3の1、経営体育成強化資金実施要綱第2 の2、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第1条
⑥支援措置に係る法令等 の現行規定の概要	① 農業経営改善関係資金(農業近代化資金・農業改良資金・農林公庫資金) は、認定農業者等の担い手を貸付対象としています。② アグリビジネス投資育成株式会社では、農業法人の場合、認定農業者であること等を出資要件としています。③ ①と②は一体的に提供することができない訳ではないですが、これを円滑に行うための体制が整備されていません。
⑦支援措置を設ける趣旨	農業法人等に対して、経営の改善に必要な出資と制度資金融資の一体的提供を 円滑に行うための体制を整備することにより、新規投資の促進、自己資本の拡充 と信用力・財務内容の改善、制度資金の借入れの円滑化等を通じた経営改善を 促進します。
⑧支援措置の内容	認定農業者である農業法人等を対象に、アグリビジネス投資育成(株)からの出資と農業経営関係改善資金(農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金又は農業改良資金)の融資を一体的にかつ円滑に提供することができるよう、関係機関(行政・融資機関・出資機関等)において、窓口を設置するとともに、相談内容を協議・検討する体制を整備します。
9今後の検討スケジュー ル	平成16年度中、可及的速やかな実施を予定
⑩特記事項	特になし

①支援措置番号	210010
②担当省庁	農林水産省
③支援措置事項名	補助事業による施設の有効活用のための制限緩和
④措置区分	通達
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、①補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、②補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。 (注)法第7条第2項の規定による条件 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。
⑦支援措置を設ける 趣旨	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会 経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難に なっている農林水産共同利用施設について、その有効利用を図り農林水産 業の振興に資することとします。
⑧支援措置の内容	一定の要件を満たす農林水産共同利用施設については、補助金相当額の国 庫納付を求めることなく、施設の転用等を認めることとします。
⑨今後の検討スケ ジュール	承認要件を明示した運用通知を平成16年度中に作成します。
⑪特記事項	特になし。

①支援措置番号	230003
②担当省庁	農林水産省、経済産業省、環境省
③支援措置事項名	バイオマスタウン(仮称)の実現に向けた取組み
④措置区分	運用
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	
⑦支援措置を設ける 趣旨	域内に家畜排せつ物、間伐材などのバイオマスを効率的に利活用するための地域の取組みを促進するには、複数の省が支援に関係することが想定されるため、関係省が連携した支援のあり方を検討する必要があります。
⑧支援措置の内容	家畜排せつ物、間伐材などのバイオマスが豊富に存在するなどという特性を活かし、これらバイオマスを効率的に利活用する地域の取組み(バイオマスタウン構想)に対して、関係省が連携して支援していくための手法を検討します。また、それらの支援によるバイオマスタウンに関する成果について、バイオマス情報ヘッドクォーター(農林水産省で開設・運営するWebサイト)等を介して広く他の地域へ情報提供を行います。
<ul><li>⑨今後の検討スケ</li><li>ジュール</li></ul>	平成16年度中に、バイオマスタウン構想の実現に向けた地域の取組に対する支援のあり方について、結論を出す予定です。 バイオマス情報ヘッドクォーター(平成15年3月開設)については、逐次、充実を図っています。
⑪特記事項	

①支控性署来早	230004
①支援措置番号	
②担当省庁	農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、 環境省
③支援措置事項名	都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化
④措置区分	運用
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	_
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	
⑦支援措置を設ける 趣旨	都市と農山漁村の共生・対流については、副大臣プロジェクトチームを設置し、関係各省連携の下で取り組んでおり、平成16年度においては、「政策群」に位置付けて取り組むこととしています。 しかしながら、都市と農山漁村の共生・対流を推進し、地域再生を図ろうとする地域においては、関係各省の関連施策が多岐わたるため、全体像を把握することが難しい状況にあります。
⑧支援措置の内容	地域において、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図るためのプランづくりを容易に実施できるよう、関係各省連携して関連施策に関する情報をとりまとめ、地方公共団体に提供します。
9今後の検討スケ ジュール	今後、情報の取りまとめ方、提供方法等について関係各省と協議を行い、平成16年度第1四半期を目途に取りまとめのうえ情報提供する予定です。
⑩特記事項	特になし

支援措置番号	211001
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	工場立地法の地域準則に関する権限委譲
措置区分	法律
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	工場立地法第15条の4
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	工場立地法においては、都道府県の区域の中に、国が公表する緑地面積率等を規定した準則より先他の準則を適用することが適切である場合に、都道府県が一定の幅で条例により緑地等の面積率を設定することができるようにしています。同法 15条の 4により、政令指定都市については、本法上の届出に関する事務処理の主体となるとともに、条例により緑地等の面積率を自ら設定することができるようこなっています。
支援措置を設ける 趣旨	のとおり現在、都道府県及び政令指定都市が地域の実情に応じて地域 ごとに緑地面積率等の準則を条例で策定することができるようこしているとこ る、中核市等においても自ら設定することを可能とすることについて、その実 需、要望などにより検討するものです。
支援措置の内容	工場立地法は、国が定める準則に変えて、都道府県及び政令指定都市に一定の幅で緑地等の面積率を設定することができるようこしているところでありますが、中核市等においてもその実需、要望などを踏まえて、地域の実情に応じた緑地面積率の設定を可能とする方向で見直しを行います。
今後の検討スケ ジュール	平成 16年度中
特記事項	

支援措置番号	211002
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	政府系金融機関の特別貸付の貸付対象等の拡充
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の特別貸付制度要綱
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	中小企業金融公庫においては、特別貸付制度要綱の汚中小企業再生支援貸付制度要綱において、経営再建等に取り組む中小企業に対する貸付制度企業再建資金の貸付対象や条件等を定めています。また、商工組合中央金庫においては、独自の貸付制度として同様の制度を設けています。
支援措置を設ける趣旨	企業再生に取り組む中小企業に対する長期かつ安定した資金供給を通じた 支援に取り組みます。
支援措置の内容	中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫においては、平成16年度か6株式会社整理回収機構や株式会社産業再生機構の関与の下で再生に取り組む中小企業を貸付対象として明記します。また、国民生活金融公庫においても平成16年度から同様の貸付制度を創設することとなっており、実際の融資について、具体的な融資に関する相談等に応じ国民生活金融公庫による金融面での判断を経た上で融資を行います。
今後の検討スケ ジュール	平成 16年 4月 から実施予定。
特記事項	特になし

支援措置番号	211003
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	電気工事士免状交付事務の民間へのアウドーシング
措置区分	法律
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	電気工事士法第條第項
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	
支援措置を設ける趣旨	電気工事士免状交付事務の一部を民間へアウドーシングすることで、地域 の雇用創出を図ります。
支援措置の内容	電気工事士の免状交付事務の 汚審査業務以外の事務については、個人情報の厳格な管理等一定の要件を満たすことを条件とした上で、外部委託を可能とします。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度中
特記事項	特になり

支援措置番号	211004
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	産業用地への誘導業種の拡充
措置区分	法律
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第5条
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	特定の業種を誘導する目的で地域振興整備公団が造成整備した産業業務施設用団地、中核工業団地、特定事業集積促進用団地について、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、引き続き、これらの団地の管理及び譲渡等の業務を行うことされています。
支援措置を設ける趣旨	誘導業種が制限されているこれらの団地について、誘導業種の制限を緩和 し誘導可能な業種を拡充することにより、地域再生に資する活用を可能とし ます。
支援措置の内容	特定の業種を誘導する目的で地域振興整備公団が造成整備した産業業務施設用団地、中核工業団地、特定事業集積促進用団地について、地域再生に資する等、一定の場合について当初の目的以外の用地としても利用可能とします。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度中
特記事項	特になし

支援措置番号	211005
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	研究開発補助金で取得した機械装置の転用
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律補助金適正化法により、補助事業により取得した財産については、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、又は交付目的、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等をしてはならないことになっています。
支援措置を設ける趣旨	補助金適正化法第22条における承認が如何なる場合に得られるのかを明確にすることにより、処分制限財産の有効活用を図ることが可能になります。
支援措置の内容	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、当該補助金で取得した機械装置等を当該補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しなった場合、等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成します。
今後の検討スケ ジュール	平成 16年度中
特記事項	特になし

支援措置番号	211006
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	電源立地特別交付金電力移出県等交付金 2003年 10月に他の交付金と 合わせて電源立地地域対策交付金へと統合で整備した施設の転用
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律補助金適正化法により、補助事業により取得した財産については、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、又は交付目的、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等をしてはならないことになっています。
支援措置を設ける 趣旨	補助金適正化法22条における承認が如何なる場合に得られるのかを明確にすることにより、処分制限財産の有効活用を図ることが可能になります。
支援措置の内容	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、転用目的は、可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても公益性の高い用途に転用されること等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成します。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度中
特記事項	特になり

支援措置番号	211007
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	工業用地造成に係る補助金により整備した施設の転用
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律補助金適正化法により、補助事業により取得した財産については、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、又は交付目的、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等をしてはならないことになっています。
支援措置を設ける趣旨	補助金適正化法22条における承認が如何なる場合に得られるのかを明確にすることにより、処分制限財産の有効活用を図ることが可能になります。
支援措置の内容	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、転用目的は、可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても公益性の高い用途に転用されること等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成します。
今後の検討スケ ジュール	平成 16年度中
特記事項	特になし

支援措置番号	211008
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	特定公共施設等用ソーラーシステム設置事業に係る施設の地域団体への譲渡
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律補助金適正化法により、補助事業により取得した財産については、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、又は交付目的、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等をしてはならないこととなっています。
支援措置を設ける趣旨	補助金適正化法22条における承認が如何なる場合に得られるのかを明確にすることにより、処分制限財産の有効活用を図ることが可能になります。
支援措置の内容	補助金適正化法上の処分制限財産の処分申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、 当該施設の用途が維持されること 当省が転用を承認した場合を除く 管理体制が相当程度効率化され、かつ、適切な管理体制が確保されていること 譲渡を受けた者が処分制限を承継すること 無断処分等の不適切な事態が生じた場合の責任関係が明らかになっていること 売却益が発生した場合には一定割合を国庫に納付すること等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成します。
今後の検討スケ ジュール	平成 16年度中
特記事項	特になり

支援措置番号	211009
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	民活補助金で取得した特定施設の転用
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律補助金適正化法により、補助事業により取得した財産については、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、又は交付目的、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等をしてはならないこととなっています。
支援措置を設ける趣旨	補助金適正化法22条における承認が如何なる場合に得られるのかを明確にすることにより、処分制限財産の有効活用を図ることが可能になります。
支援措置の内容	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、転用目的は、可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても公益性の高い用途に転用されること等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成します。
今後の検討スケ ジュール	平成 16年度中
特記事項	特になし

支援措置番号	211010
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	既存水源、工業用水道施設の有効活用に伴う転用
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律補助金適正化法により、補助事業により取得した財産については、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、又は交付目的、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等をしてはならないことになっています。
支援措置を設ける趣旨	補助金適正化法22条における承認が如何なる場合に得られるのかを明確にすることにより、処分制限財産の有効活用を図ることが可能になります。
支援措置の内容	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、売却益が発生した場合には一定割合を国庫に納付すること等の承認要件を明示した運用通達を平成16年度中に作成します。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度中
特記事項	特になし

支援措置番号	211011
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	地場産業振興に係る各種支援制度の補助対象者及び補助対象事業の拡大
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	運用
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	現行の地場産業等活性化補助金平成15年度が終期による支援については、地場産業に属する中小企業者、組合等を補助対象者と、当該事業実施者が行う地場産品の新商品開発、販路開拓、人材育成等事業を対象として助成を行っています。ただし全国的な規模で行う展示会組合連合会等が主催するもの事業や海外見本市展示会等への出展事業に必要な経費については対象としていません。
支援措置を設ける趣旨	平成 16年度新たに創設する地場産業等活力強化事業費補助金の運用に際しては、展示会事業等も対象にすることにより、地域活性化のため、効果が期待できる事業への支援が可能となります。
支援措置の内容	地場産業等活力強化事業費補助金の補助対象事業等ついては、県域を越えた産地業種間の広域連携事業、全国的な規模で行っ展示会組合連合会等が主催するもの事業、海外展開等事業などを対象とします。
今後の検討スケ ジュール	平成 16年 4月 より実施
特記事項	特になし

支援措置番号	211012
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	地域新生コンソーシアム研究開発事業に係る成果報告書の簡素化
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	-
支援措置を設ける趣旨	提出する成果報告書の内容等の整理、簡素化により、研究者の研究以外の業務に係る負担の軽減を図ります。
支援措置の内容	地域新生コンソーシアム研究開発委託事業に係る成果報告書について、平成16年度中に、報告項目の整理、報告書ページ数の削減、2年度に亘る研究開発の1年度目の報告について簡潔な報告が可能なものは簡素化を許容する等の簡素化に係る検討を行い、当該年度の事業に係る成果報告より、その改善を図ります。
今後の検討スケ ジュール	平成16年4~6月簡素化内容検討経済産業局との意見調整等 平成16年7月~委託事業者に対する周知
特記事項	特になし

支援措置番号	211013
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	研究開発補助金のテスピース等保管規定の廃止
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	研究開発の途上において発生した仕損じ品及び研究開発に使用したテスト ピース等の補助対象物件は保管させることと規定しています。
支援措置を設ける趣旨	地域活性化創造技術研究開発事業に係る補助金交付を受けた中小企業者等の負担軽減につながります。
支援措置の内容	地域活性化創造技術研究開発事業の研究開発の途上において発生した仕 損じ品及び研究開発に使用したテスピース等の補助対象物件について、交 付額の確定後において保管が困難な場合には当該物件の内容が確認でき る写真等により代用できる旨を明確にするよう実施要領を改正します。
今後の検討スケ ジュール	平成 16年 4月 より実施予定。
特記事項	特になし

支援措置番号	211014
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	第3セクターにおける補助要件出資割合の見直し
措置区分	補助要綱
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	商業サービス業集積関連施設整備費補助金交付要綱第 <i>条</i> 中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金交付要綱第 <i>条</i>
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	間接補助事業者の補助率について、市町村及び補助事業者の出資若いは出えんが過半の第3セクターについては1/2となっています。
支援措置を設ける趣旨	中心市街地活性化に係る他の補助金との整合性を図ります。
支援措置の内容	商業サービス業集積関連施設整備費補助金交付要綱及び中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金交付要綱において、間接補助事業者の補助率について、市町村及び補助事業者の出資若以は出えんが過半の第3セクターについては1/2としていますが、中心市街地活性化に係る他の補助金との整合性を図り、市町村及び補助事業者の出資若以は出えんが1/以上の第3セクターについては補助率を1/2とする方向で補助要綱を改正します。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度中4月中
特記事項	特になし

支援措置番号	211015
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	TM Oの主体としてNPO法人を追加
措置区分	政令
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一時的推進 に関する法律施行令第8条
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	中小小売商業高度化事業構想の認定主体については、法第18条で商工会、商工会議所又は特定会社若いは公益法人であって政令で定める要件に該当するものその他中心市街地における中小小売商業高度化事業の総合的な推進を図るのにふさわい者として政令で定める者と定められており、政令では特定会社と公益法人の要件のみを規定しています。
支援措置を設ける 趣旨	MOがまちづび活動を行うに当たり従来からの実施主体に加え、広範な関係者の参画が可能なNPO法人を追加することにより地域の実情に合った組織を選択できるものとします。
支援措置の内容	関係機関の了解が得られることを前提として、中心市街地における中小小売商業高度化事業の総合的な推進を図るのにふさわい。 者に特定非営利活動法人を加えることとします。ただし手続等の詳細については、まだ関係機関の了解が得られていないことから現在検討を行っているところです。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度中に実施予定。
特記事項	特になし

支援措置番号	211016
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	FAZ地域のインキュベーはフスにおける外国企業の出資企業の出資者の要件緩和
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	輸入関連事業者集積促進事業費補助金交付要綱
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	輸入関連事業者集積促進事業費補助金交付要綱において、外国系企業については、補助対象を原則として外資比率が1/変超えるものとしています。この外資比率には非居住者の個人の出資は含んでいません。
支援措置を設ける趣旨	外国系企業を更に幅広受け入れることにより、より一層、輸入関連事業者を 集積させ、経済の活性化、雇用の創出を図っていため。
支援措置の内容	非居住者の個人の出資も輸入関連事業者集積促進事業費補助金の補助対象の外国系企業の外資比率として取扱います。
今後の検討スケ ジュール	措置済み
特記事項	特になし

支援措置番号	211017
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	補助事業により駐車場等として整備した施設の転用
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律補助金適正化法により、補助事業により取得した財産については、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、又は交付目的、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等をしてはならないことになっています。
支援措置を設ける 趣旨	補助金適正化法22条における承認が如何なる場合に得られるのかを明確に することにより、処分制限財産の有効活用を図ることが可能になります。
支援措置の内容	補助金適正化法上の取得財産の転用申請について、合理的なものに対して は柔軟な対応を徹底するため、 当該施設の一部の転用によって、補助目 的が増進し又は損なわれないとが確実であること 貸付先が適切な管 理体制を有していること 貸付料の一定割合を国庫に納付すること等の 承認要件を明示した運用通達を作成します。
今後の検討スケ ジュール	平成 16年度中
特記事項	特になし

支援措置番号	211018
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	がんばれ!中小企業ファントの組成促進
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	中小企業総合事業団が、がんばれ!中小企業ファンドに出資するもの
支援措置を設ける趣旨	目利き能力、販売網などを有する商社等事業会社の民間主体を軸とした がんばれ!中小企業ファンドの組成に、中小企業総合事業団が加わり新 事業展開に挑戦する既存中小企業に対し販路拡大等の経営支援を行いな がら投資的資金供給を実現します。
支援措置の内容	所い事業に対する評価能力と販路拡大等に踏み込んだ支援能力を有する民間事業会社等を無限責任組合員とするファントで、中小企業総合事業団が協力して組成することにより、ビジネスに強い民間パートナーの能力を最大限活用し中小企業の新事業展開を資金及び経営の両面から深 伎援することが可能となります。 支援する内容 資金供給出資等) 販路拡大等の踏み込んだ経営支援。ハンズオン支援)  「中小企業」
今後の検討スケ ジュール	平成16年度から実施予定。
特記事項	設立は没する投資事業有限責任組合の無限責任組合員となる没する 民間事業者から中小企業総合事業団に対して、出資の提案を行うとが必 要です。 いただいた提案をもとに、中小企業総合事業団が出資の要否を検討しま す。

支援措置番号	211019
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	地域中小企業再生ファンドの組成促進
措置区分	法律
支援措置に係る法令等の名称及び条項	産業活力再生特別措置法第29条の8
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	中小企業総合事業団が、中小企業再生ファンドに出資するもの。
支援措置を設ける趣旨	中小企業総合事業団が、中小企業再生ファンドに出資することにより、再生に取り組む中小企業への資金供給を円滑化し中小企業の再生を支援していたとを目的としています。
	地域金融機関などの民間が主体となって組成する地域中小企業再生ファント投資事業有限責任組合に対し中小企業総合事業団が有限責任組合員として出資を行い、その組成を支援します。
	中小企業総合事業団の支援する地域中小企業再生ファンドは、中小企業再生支援協議会と連携し継続的な経営支援を行い、短期的な利益獲得を行うのではな中期的に株式、債権を保有し投資先企業の本格的な再生に取り組むものです。
支援措置の内容	この他に、中小企業総合事業団が出資する主な要件は以下のとおりです。 1.投資総額の70%以上が再生に取り組む中小企業であること 2.中小企業総合事業団の出資割合は、組合につき出資総額の2分の1以 内
	ただし地方公共団体が出資を行場合は当該出資額と合わせて公の1以内)
	3.出資期間は7年以内ただし3年延長可)
今後の検討スケ ジュール	平成15年度から実施
特記事項	設立は没する投資事業有限責任組合の無限責任組合員となるとする 民間事業者から中小企業総合事業団に対して、出資の提案を行うとが必 要です。 いただいた提案をもとに、中小企業総合事業団が出資の適否を検討しま す。

支援措置番号	211020
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	知的財産の活用による地域産業の活性化
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	なし
支援措置を設ける趣旨	従来、特許庁が実施してきた出願から権利化、さらに活用までの知的財産関連施策と産業クラスターを中心とした産学官連携施策との連携を深めることにより、知的財産の活用を一層促進し中小企業地域産業の事業化につなげることを通じて、地域産業の活性化を図ります。
支援措置の内容	1地域における産学官連携によって生み出された特許等の知的財産や、各地域に存在する未利用特許等の知的財産特許のみで30万件以上につき、地域内外のニーズに応じて活用を進め、個々の企業の新たな事業展開に結びつけることを通じて、地域産業の活性化を図ります。  2具体的には、特許の流通に関する専門家特許流通アドバイザーを育成している。 はこれら専門家同士のネッソフークを全国規模で構築するとともに、地方経済産業局内に設置される地域知的財産戦略本部が各地域のクラスターの支援組織経済産業局、TLO、起業家育成専門家等と一体となって連携を図り、施策の相乗効果を高めます。これにより積極的に知的財産の活用に取り組む地域の中小中堅企業の事業化を支援します。
今後の検討スケ ジュール	平成 16年度中に具体的な運用の在り方について検討をし結論を出します。
特記事項	特になし

支援措置番号	211021
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	保安四法の地方への権限移譲高圧ガス保安法)- 貯槽以外の高圧ガス設 備開放検査期間変更設定
措置区分	省令
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	開放検査周期等保安検査の実施方法については、省令において詳細に規定されており、都道府県知事による裁量は認められていません。
支援措置を設ける 趣旨	個別設備の実態、事業者の保安水準等に応じ様々な保安検査方法を採用 することが可能となるような柔軟な制度にします。
支援措置の内容	保安検査の実施方法全般について検討を行うとといおり、その中で貯槽以外の高圧ガス設備開放検査周期についても事業者の設備管理の精度に応じて都道府県知事が決定できることとする方向としていきます。
今後の検討スケ ジュール	平成 16年度中に検討措置
特記事項	特になし

支援措置番号	212001
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	河川占用許可の弾力化
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	・「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」(平成16年3月国土交通事務次官通達)・「「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」の河川局長が別途定める要件について」(平成16年3月河川局長通達)・「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置を実施する区域について」(平成16年3月河川局水政課長、治水課長通達)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	河川管理者が権限を有する河川敷地(以下「河川敷地」という。)を占用する場合に必要となる河川法第24条の規定に基づ〈河川管理者の許可(以下「占用許可」という。)の審査基準である河川敷地占用許可準則(以下「準則」という。)により、占用の許可を受けることができる者(以下「占用主体」という。)や占用許可の目的である施設(以下「占用施設」という。)について規定しており、その中で、占用主体については国や地方公共団体等の公共性、公益性を有する者(以下「公的主体」という。)に、占用施設については公園、広場等の一般公衆の自由な使用を促進する施設等に、それぞれ限っているところです。
支援措置を設ける 趣旨	近年、都市再生プロジェクトや地域再生計画における地方公共団体の要請等にもあるとおり、イベント施設やオープンカフェの設置など水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりを目的とした河川敷地利用に対する要請が高まってきています。このため、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とし、都市や地域の活性化等に一層寄与すべく、当面、社会実験として、準則の占用許可主体及び占用施設の対象範囲を一部拡大するものです。
	支援措置の内容 都市再生プロジェクト、地域再生計画その他これらに類する計画に係る地 区内において、「特記事項」による手続等を経て申請され、の要件に該 当すると河川局長が認めて指定した区域においては、以下の第1から第6の 取り扱いが可能となります。
	第1 都市及び地域の再生等のために準則に追加して認める河川敷地の占用は、第2に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第3に掲げる占用施設について占用許可申請した場合で、準則第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。
	第2 占用の許可を受けることのできる者は、準則第六に掲げる占用主体のほか、第3(1) に掲げる占用施設を設置する場合については、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められた営業活動を行う事業者等も占用の許可を受けることができるものとする。
	第3 占用施設は、次の各号に掲げる施設とする。 (1) 次のイ及び口に掲げる施設その他の河川敷地そのものを都市及び地域の再生のために利用する施設 イ 広場 ロ イベント施設 次のイから八に掲げる施設その他の都市及び地域の再生のために利用する施設
	イ 日よけ ロ 船上食事施設 ハ 突出看板 (2)(1) に掲げる占用施設には、飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設等を、また、準則第七第一項四イの公共的な水上交通のための船着場等の占用施設には、切符売場、案内所等を当該施設と一体をなす工作物として設置することができる。

#### 支援措置の内容

第4 第3に掲げる占用施設については、河川空間であることを踏まえ、特に景観及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

第5 占用者等が第3(1) に掲げる占用施設から施設利用料を得る場合、 その収入は当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理 及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に用いるものとする。

第6 第3に掲げる占用施設に係る占用の許可の期間は、準則の規定にかかわらず、3年以内で当該河川の状況、当該占用の態様等を考慮して適切なものでなければならない。

#### 区域指定に係る要件について

区域全体の状況が、準則第八から第十一までの治水上又は利水上の支障を生じないこと等の基準に照らして妥当なものであって、以下の第1から第3の要件に該当するものに限り、社会実験に係る区域として認められることとなります。

第1 河川は公共用物であることから、準則においては、公共性又は公益性を有する者を原則的な占用主体としているところであるが、今般、営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用するに当たっては、地元市町村が、地域住民に対して、当該営業活動を含む河川敷地の利用計画案等を周知し、意見提出の機会を与えた上で、当該利用計画を策定するなどにより、地域の合意が十分に図られていること

第2 河川敷地利用の公平性を確保する観点から、河川管理者、地方公共 団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において、営業活 動を行う事業者等の選定手続きを行うなどの調整を図る仕組みが明らかにさ れていること

第3 占用施設の適正な管理が、将来に渡って確実に実施されるように、飲食店、売店、オープンカフェ等の広場、イベント施設と一体をなす工作物については、地元市町村等の公的機関が、占用許可を受け、営業活動を行う事業者等と使用契約を締結することにより当該占用施設を使用させるなどの措置を取ることが確実であること

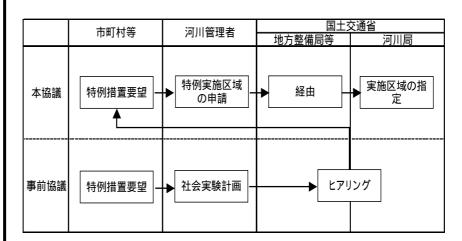
# 今後の検討スケ ジュール

本支援措置については、各河川管理者に平成16年3月23日付け国河政第98号等で通知されていますので、支援措置の内容、要件、手続等の詳細に関しては、当該支援措置の実施を予定している河川の河川管理者にお尋ね下さい。

特例措置を実施するには、次の手続による協議、申請等を行った上で河川局長による特例実施区域の指定が必要となりますので、地域再生計画の申請以前に、これらの手続を済ませるようにして下さい。なお、手続に当たっては十分な調整等が図れるよう、構想段階から河川管理者と協議することをお薦めします。

#### 第1 手続きについて

手続きに係る標準的なフローについては、以下のフローのとおり。



#### 特記事項

### 第2 区域の追加の申請について

都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準 則の特例措置を実施する区域の指定を受けようとする河川管理者は、次に 示す書類により、河川局長あて申請して下さい。

別記様式 - 1 申請書

別記様式 - 2 社会実験計画書

申請区域を示す図面(S=1/5000~1/25000)

実施する区域の認定に関する市町村の要望書

## 212001別記様式1,2

様式 - 1

番号

平成 年 月 日

国 土 交 通 省

河川局長 あて

河 川 管 理 者

都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則 の特例措置を実施する区域について

国土交通事務次官より平成 年 月 日付け国河政第 号をもって定めらた「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」において、河川局長が別途定める要件に該当すると認めて指定する区域として、別添のとおり認めて頂きたく申請します。

## 社会実験計画書

1 河川名

水 系 名 川水系( 級)

河 川 名 川

2 市町村名

都道府県名

市区町村名

- 3 概要
  - (1)特例措置を実施する地域の概要
  - (2)特例措置を実施する河川区域の概要
  - (3)社会実験の概要
- 4 要件の適用状況
  - (1)治水上又は利水上の状況について
  - (2)他の者の利用との調整等について
  - (3)河川整備計画との調整について
  - (4) 土地利用状況、景観及び環境との調整について
  - (5)地域の合意について
  - (6)河川敷の利用の公平性を確保する観点から調整を図る仕組みについて
  - (7)占用施設の適正な管理が将来に渡り確実に実施される仕組みについて
  - (8) その他(占用許可方針等)

支援措置番号	212002
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	道路占用許可弾力化(オープンカフェ等)
措置区分	通知
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	
支援措置を設ける 趣旨	地域活動の円滑化のためのガイドラインを新たに作成し,より創意工夫を活かした道路占用許可が可能となるようにするものです。
支援措置の内容	地域活動の円滑化のため、 民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行う仕組み、 イベント等により得られた収入を道路の維持管理活動等に還元することなどを可能とする仕組みについて、ガイドラインを新たに作成し、周知します。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度中に通知を発出することとしています。
特記事項	特になり

支援措置番号	212003
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	道路管理の民間開放(指定管理者制度)
措置区分	通知
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	地方自治法第244条の2 道路法第13条、15条、16条
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	道路の管理は、道路法による道路管理者が行うこととされています。
支援措置を設ける 趣旨	道路について、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、指定管理者制度等も活用できることとすることにより、地方公共団体の行政サービスについて、潜在的ニーズを民間の創意工夫で顕在化させ、新たなビジネス、雇用の機会の創出を図るものです。
支援措置の内容	1.指定管理者制度が創設されたことにより、道路管理に係る事務について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせることが可能です。  2.指定管理者が行うことができる道路の管理の範囲は、行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定及び工事発注等)及び行政権の行使を伴う事務(占用許可、監督処分等)以外の事務(清掃、除草、単なる料金の徴収業務で定型的な行為に該当するもの等)であって、地方自治法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき各自治体の条例において明確に範囲を定められたものです。 なお、これらを指定管理者に包括的に委託することは可能です。
今後の検討スケ ジュール	平成16年3月31日付で通知しました。
特記事項	指定管理者制度を導入しようとする事務につき、当該事務が指定管理者制度の適用範囲に含まれるかどうか疑義がある場合は、事前に国土交通省道路局までご相談下さい。

支援措置番号	212004
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	河川管理における指定管理者制度の導入
措置区分	通知
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	「指定管理者制度による河川の管理について」(通達)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	地方自治法第244条の2 地方自治法の「指定管理者制度」は、改正前の地方自治法第244条の2第3 項の規定による委託制度(「管理委託制度」)における管理受託者の権限に 加え、必要に応じて使用許可権限を含めて指定管理者に行わせることを主 体を限定せずに可能とした制度です。
支援措置を設ける 趣旨	地方公共団体の行政サービスについて、潜在的ニーズを民間の創意工夫で顕在化させ、新たなビジネス、雇用の機会を創出する観点から、河川について、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、指定管理者制度等も活用できることとするものです。
支援措置の内容	1.指定管理者制度が創設されたことにより、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、従来、管理委託制度により行っていた公物の管理に係る事務について、指定管理者制度を活用して指定管理者に行わせることが可能です。 2.指定管理者が行うことができる河川の管理の範囲は、行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定及び工事発注等)及び行政権の行使を伴う事務(占用許可、監督処分等)以外の事務(河川の清掃、河川の除草、軽微な補修(階段、手摺り、スロープ等河川の利用に資するものに限る。)、ダム資料館等の管理・運営等)です。 3.指定管理者に行わせる河川の管理の範囲については、地方自治法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき、各自治体の条例において明確に定めることとします。なお、今回の通達により、河川管理に係る指定管理者制度の適用範囲について新たに示したところですが、この河川管理に係る指定管理者制度は、平成16年2月27日に地域再生推進本部で決定された「地域再生推進のためのプログラム」の一環としても活用できる旨申し添えます。
今後の検討スケ ジュール	本支援措置については、各河川管理者に平成16年3月26日付け国河政第 115号、国河環第135号、国河治第232号で発出済みです。
特記事項	指定管理者制度を導入しようとする事務につき、当該事務が指定管理者制度の適用範囲に含まれるかどうか疑義がある場合は、事前に国土交通省河川局までご相談下さい。

支援措置番号	212005
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	公営住宅管理における指定管理者制度の活用
措置区分	通知
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	地方自治法第244条の2第3項
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	家賃の決定及び入居者の決定等の公営住宅の管理に関する事務は、公営 住宅法上事業主体が行うこととされています。
支援措置を設ける 趣旨	公営住宅については、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、指定管理者制度も活用できる旨を新たに通知します。 その際に、地域再生プログラムの一環として指定管理者制度を活用できる旨についても通知します。
支援措置の内容	公営住宅の事業主体に対し、以下の内容を周知します。 1.公営住宅管理の委任については、プライバシー保護に十分に配慮した上で、指定管理者制度を活用することができること。 2.指定管理者が行うことができる公営住宅の管理に関する事務は、家賃の決定及び入居者の決定等公営住宅法上事業主体が行うこととされている事務の補助事務及び清掃等の事実行為であること。 3.公営住宅の家賃の徴収等の事務のみを指定管理者に委任することや駐車場等共同施設の使用料を指定管理者の収入として収受させることは差し支えないこと。 4.公営住宅管理については、入居者の収入や家族構成等重要な個人情報を取扱うことから、入居者のプライバシー保護について十分に措置することが不可欠であること。
今後の検討スケ ジュール	平成15年度中に通知します。
特記事項	

支援措置番号	212006
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	港湾施設管理における指定管理者制度の導入
措置区分	通知
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	「指定管理者制度による港湾施設の管理について」(通達)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	地方自治法第244条の2 昨年の地方自治法の一部改正により、同法上の「公の施設」について、議会 の議決を経て条例で指定される「指定管理者」に管理を行わせる制度が導入 されました。
支援措置を設ける 趣旨	地方公共団体の行政サービスについて、潜在的ニーズを民間の創意工夫で 顕在化させ、新たなビジネス、雇用の機会を創出する観点から、港湾施設に ついて、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、指定管理者制度等も 活用できることとするものです。
支援措置の内容	平成15年度中に、港湾施設について、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、指定管理者制度が活用できる旨を新たに通知します。
今後の検討スケ ジュール	平成15年度中に通達を発出することとしています。
特記事項	指定管理者制度を導入しようとする事務につき、当該事務が指定管理者制度の適用範囲に含まれるかどうか疑義がある場合は、事前に国土交通省港湾局までご相談下さい。

支援措置番号	212007
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	都市公園施設管理の民間開放促進
措置区分	法律
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	都市公園法第5条
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	現行法では、公園管理者は、「公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難な場合」に限り、公園管理者以外の者に公園施設の設置・管理を許可することができるとされています。
支援措置を設ける 趣旨	公園施設の設置・管理の許可に際しての要件を緩和することにより、住民団体や民間事業者等による公園施設の整備と管理などの一層の促進を図るものです。
支援措置の内容	都市公園法第5条の許可要件として、「公園管理者が自らが設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの」に加え、「公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理することが当該公園の機能の増進に資すると認められるもの」を追加することとしています。
今後の検討スケ ジュール	「都市緑地保全法等の一部を改正する法律案」について、今通常国会に提出 済(平成16年3月現在) 平成16年度中公布、施行の予定。
特記事項	特になり

支援措置番号	212008
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	道路事業の実施を市町村へ移譲
措置区分	法律
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	道路法第13条、15条、16条 (国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特 別措置法の一部を改正する法律)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	道路の管理は、道路法による道路管理者が行うこととされています。
支援措置を設ける 趣旨	地域の実情を熟知した市町村が、自らの判断により地域の再生に必要な公 共施設の整備等を実施することが効果的であるという観点から、都市再生整 備計画に位置付けられた一定の補助国道又は都道府県道に関する事業に ついては、市町村が実施することができることとするものです。
支援措置の内容	「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律」において、都市再生整備計画に位置付けられた一定の補助国道又は都道府県道に関する事業については、市町村がまちづくり交付金の活用などにより実施することができるものとします。
今後の検討スケ ジュール	第159回通常国会で「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律」は成立し、平成16年4月1日施行。
特記事項	特になり

支援措置番号	212009
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	まちづくりに関する権限の一体化
措置区分	法律
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	改正都市再生特別措置法第46条、第51条~57条 都市計画法第15条、都市計画法施行令第9条、第10条等 (「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生 特別措置法の一部を改正する法律」で措置)
	広域的観点から定めるべきもの及び根幹的な施設等については都道府県知事が関係市町村の意見をきき、一定の場合には国土交通大臣の認可を受けて決定することとされています。
支援措置を設ける 趣旨	民間活力が十分でない地域において地域の再生を推進するためには、地域の実情を熟知した市町村が、自らの判断により地域の再生に必要な公共公益施設の整備等を実施することが効果的であることから、支援のための基本的枠組みを創設するものです。
支援措置の内容	市町村は都道府県知事等と協議し、その同意を得て、都市再生整備計画に記載された次の都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画の決定等ができることとするともに、212008の「道路事業の実施を市町村へ移譲」とあわせてまちづくりに関する権限をできる限り一体化します。(「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律」)  市町村が決定又は変更をすることできる都市計画・指定区間外の国道等(自動車専用道路は除く。)・公園等で面積が10ヘクタール以上のもの・一級河川等・施行区域の面積が3ヘクタールを超える市街地再開発事業等  市町村が決定又は変更を要請することができる都市計画・都市再生特別地区・三大都市圏等の土地の区域を含む都市計画区域内における用途地域又は高層住居誘導地区・風致地区で、面積が十ヘクタール以上のもの・緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区以外は、面積が十ヘクタール以上のものに限る。)
今後の検討スケ ジュール	第159回通常国会で「国の補助金等の整理及び合理化に伴う国土利用計画 法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律」は成立し、平成16年4月 1日施行。
特記事項	特になし

## 現行法では市町村が自ら行うことのできない都市計画決定及び道路整備を行う場合の手続 都市計画決定の権限 道路整備の権限 ・都道府県知事に協議し、同意が必要 ・都道府県に協議し、同意が必要 都市再生整備計画に記載 都道府県が管理する国道又は都道府 都市施設(政令で規定することを予定) 県道の新設又は改築を行うことができ 一般国道又は都道府県道、10ha以上の公園等 る。 市街地開発事業(政令で規定することを予定) 50ha超の土地区画整理事業等 道路管理者に代わって権限を行う。 公告の日から都市再生整備計画で定めた計画決 定期限が到来する日までに限る。 都市計画法第18条第3項に規定する国の利害に重 都市再生整備計画の計画期間内に限る。 大な関係がある都市計画等については国土交通大臣 に協議し、同意が必要 国道の新設又は改築に関しては、国土交通 大臣の認可が必要 都市施設に関する都市計画事業・市街地開発事業 に関して当該市町村を施行予定者として定め、その有 効期限を定めなければならない。 また、その期限内に事業認可申請をしなければなら ない。 事業認可申請 市町村による都市施設に関する都市計 市町村による都道府県が管理する国道 画事業・市街地開発事業の実施 又は都道府県道の新設又は改築の実施

支援措置番号	212010
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	地方道路整備臨時交付金の運用改善(手続一本化)
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	·道路法第56条第1項 ·国土交通省都市·地域整備局街路事業·交通連携推進事業採択基準 ·国土交通省道路局所管国庫補助事業採択基準 ·緊急地方道路整備事業(地方道路整備臨時交付金)について(通知)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	通常の補助事業においては、街路事業、道路事業でそれぞれ採択基準に合 致する事業に対して事業を採択·実施
支援措置を設ける 趣旨	地方道路整備臨時交付金について、制度の運用改善を実施し、地域の課 題に臨機に対応したより使いやすい制度にするものです。
支援措置の内容	地域の課題に対応して、一定の地域で一体的に行われる必要のある複数の事業(「パッケージ」)に対し、交付金を一括して交付します。従来の補助事業における採択基準にとらわれない柔軟な道路整備の実施が可能です。パッケージの設定は自由であり、道路事業と街路事業を同一のパッケージに組み込むことも可能です。また、実施に関する計画等の送付先を各地方整備局道路部等に一本化します。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度当初に運用改善を実施することとしています。
特記事項	特に無し

支援措置番号	212011
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	地方道路整備臨時交付金の運用改善(目標達成型の導入)
措置区分	通知
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	緊急地方道路整備事業(地方道路整備臨時交付金)について(通知)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	要素事業ごとに以下の下限値を設定しています。 ・要素事業の全体事業費の下限は1億円 ・対象事業(パッケージ)に含まれる要素事業の全体事業費の平均の下限は5億円
支援措置を設ける 趣旨	地方道路整備臨時交付金について、制度の運用改善を実施し、地域の課 題に臨機に対応したより使いやすい制度にするものです。
支援措置の内容	地域の課題に対応して、一定の地域で一体的に行われる必要のある複数の事業(「パッケージ」)に対し、交付金を一括して交付します。従来の補助事業における採択基準にとらわれない柔軟な道路整備の実施が可能です。 なお、平成16年度より、新たに目標達成型を導入し、個別事業内容の事前審査から対象事業の目標達成度に対する事後評価に転換することとしており、全体事業費の下限値の要件についても目標達成型については廃止します。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度当初に通知を発出することとしています。
特記事項	特になし

支援措置番号	212012
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	スマート፲cの社会実験
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	特に無し
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	特に無し
支援措置を設ける 趣旨	建設・維持管理コストの削減が可能となるスマートICの活用により、ICの倍増に向けた追加ICの整備が促進され、高速自動車国道の有効活用が図られるとともに、地域生活の充実、地域経済の活性化が期待されます。
支援措置の内容	高速自動車国道の追加IC整備に資するスマートICの導入に向けて、平成16年度に、SA・PAに接続するスマートICの社会実験を国と都道府県が協力して実施するものです。 具体的には、一般道路に容易に接続可能な既存のSA・PAに、暫定的にETC専用出入り口を設け実際のIC運営を行う事により、今後の本格的なスマートICの整備・運営上の課題、スマートICの導入に伴う高速道路や周辺道路の利用形態の変化ならびに周辺施設利活用状況の変化等、地域の活力向上の面からの効果について把握を行います。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度より実験を実施します。実施に向けた手続き等については、別途都道府県に通知します。
特記事項	

支援措置番号	212013
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	国土交通省の光ファイバ開放手続きの迅速化
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	
支援措置を設ける 趣旨	国土交通省で管理する河川・道路管理用光ファイバーの民間への開放手続 きの迅速化等により、地域のIT化による地域再生を支援します。
支援措置の内容	平成14年6月に政府において策定した「e-Japan重点計画2002」等を受け、国土交通省が管理する河川・道路管理用光ファイバーのうち、当面利用予定のないものについて、平成14年度から第一種電気通信事業者や地方公共団体等に開放しているところです。 例年、6月頃に開放区間を各地方整備局において公表しており、説明会、申込み受付、開放決定、接続工事を経て、利用開始となる。 民間へ開放する区間については、各地方整備局で詳細な区間を確認できるほか、インターネットでも光ファイバーの整備状況とあわせておおよその位置について確認することができました。 今回、河川・道路管理用として全国に約2.7万kmある光ファイバー資源を、地域再生に最大限活用できるようにするため、地域における光ファイバーの整備状況と民間への開放区間が一目でわかる「地域光ファイバー開放区間マップ」を新たに作成し、インターネットで公表する予定です。 また、光ファイバー民間開放に係る申請手続きについても、これまで約6ヶ月程度要していたものを約2ヶ月間短縮し約4ヶ月とし、これにより、より迅速な民間開放を実現し、地域の「T化による地域再生を支援します。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度の河川·道路管理用光ファイバーの民間開放から対応する予定です。 (平成16年度は6月頃に開放区間及びスケジュールを公表する予定)
特記事項	特になり

支援措置番号	212014
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	観光関係の施策連携(共通プラットフォーム)
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	なし
支援措置を設ける 趣旨	各地方支分部局において、一地域一観光、全国都市再生、構造改革特区の 連携により、地域づくり、地域再生を省庁横断的に推進します。
支援措置の内容	観光関係施策については、平成15年7月31日にとりまとめられた「観光立国行動計画」に基づいて、関係省庁が緊密に連携しながら進めていくこととしているところですが、各地方支分部局においても、一地域一観光、全国都市再生、構造改革特区の連携により、地域づくり、地域再生を省庁横断的に推進していくため、関係省庁、地方公共団体、経済団体等が連携を図る共通プラットフォームを設置します。
今後の検討スケ ジュール	-
特記事項	特になり

支援措置番号	212016
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	なし
支援措置を設ける 趣旨	地域再生の起爆剤となるような地域観光を活性化していくためには、ソフトインフラとして「ひと(人材)の育成」と「情報の発信」が重要です。このため、以下の措置を講じることにより、「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実を図ります。
支援措置の内容	(ア) 魅力的な観光地づくりの基盤となる人材の育成・観光カリスマによる観光地づくりの核となる人材の育成を図ります。・外国人対応の観光案内所のサービスの充実に資する人材を育成するための外国人対応マニュアルの作成や研修を実施します。 (1) 観光地づくり・観光客の利便に資する情報提供・魅力ある地域づくりを推進するとともに、観光客に地域の魅力を発信するため、各地のボランティアガイドのサービス内容、先進的なNPO活動等に関する情報を提供します。・地域づくりに豊富なノウハウを持つ人材、地域づくりの先進事例、各種支援措置等の情報提供を強化します。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度に実施します。
特記事項	特になし

支援措置番号	212017
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	「地域交通会議(仮称)」の設置
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	
支援措置を設ける 趣旨	地域の関係者が議論する場を設け、「地域・利用者でつくりあげる地域交通」 を実現します。
支援措置の内容	「地域・利用者でつくりあげる地域交通」を実現するために地域の関係者が議論する「地域交通会議(仮称)」を設置します。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度に検討、措置します。
特記事項	特になし。

支援措置番号	212018
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	国自旅第71号)、「一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合運送の許可の取扱いについて」(平成13年9月27日(国自旅第87号)等
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	旅客自動車運送事業の許可等の基準については、道路運送関係法令及びその通達により定められているところですが、いわゆる「コミュニティバス」や「乗合タクシー」の許可等の基準については、制度上、必ずしも明確に定められていません。
支援措置を設ける 趣旨	いわゆるコミュニティバスや乗合タクシーについて、利用者利便の向上、手続き負担の軽減等を図ることとします。
支援措置の内容	いわゆるコミュニティバスや乗合タクシーについて、利用者利便の向上、手続き負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直し、制度上明確に定めることとします。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度中に検討、措置します。
特記事項	特になし。

<b>士拉</b> 拱军亚口	242040
支援措置番号	212019
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	観光客向けタクシー等タクシーの運賃·料金の多様化を実現するための環境 整備
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」(平成13年10月26日付け国自旅第100号)等
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	タクシーの運賃・料金を定める場合には、原則として、国土交通大臣の認可 を受けなければならないこととされています。
支援措置を設ける 趣旨	地域の観光振興等に資するため、「観光ルート別運賃」等タクシーの運賃・料金の更なる多様化のための環境整備を図ることとします。
支援措置の内容	観光客向けタクシー等タクシーの運賃・料金について、タクシー事業者と利用者との間において機動的かつ柔軟な運賃・料金の設定が可能となるようにすること等を含め、運賃・料金の更なる多様化を実現するよう、現行の運賃制度の見直しを行います。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度早期に(遅くとも上半期までに)検討、措置します。
特記事項	特になし。

支援措置番号	212020
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	国工ス型目 島しょ部におけるタクシーの参入要件の見直し
措置区分	通達 「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の申請に
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	放来角派各自勤争達と事業(「人「争制個人ゲック」を除る。)の中間に対する処理方針」(平成13年8月29日付け国自旅第72号)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	タクシーの参入に際しては、輸送の安全及び利用者の保護の観点から、最低車両台数の配置が必要とされており、原則として、人口50万人以上の都市を含む営業区域においては10両、その他の営業区域においては5両の事業用自動車が必要とされています。
支援措置を設ける 趣旨	タクシー事業者が存在しないような交通機関が未発達の島しょ部における交通手段を確保する観点から、当該地域における最低車両台数等の要件を見直し、タクシー事業への参入を促進します。
支援措置の内容	タクシー事業者が存在しない島しょ部におけるタクシーの参入に係る許可については、当分の間、最低車両数を1両とします。
今後の検討スケ ジュール	平成16年3月16日措置済み(「島しょ部等における一般乗用旅客自動車運送事業の許可基準の細部取扱いについて」(国自旅第236号))です。
特記事項	特になし。

支援措置番号	212021
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	観光振興目的の航路等について輸送需要に応じたダイヤの設定等
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	海上運送法第3条、6条
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	一般旅客定期航路事業を営もうする者は国土交通大臣の許可を受けなければならず、許可を受けた者は、船舶運航計画を運航を開始する日までに国土交通大臣に届け出なければなりません。
支援措置を設ける 趣旨	観光振興・地域活性化のため、輸送需要に応じたダイヤの設定等が一般旅客定期航路事業で可能であることを明確にし、創意工夫に富んだ運航を実現します。
支援措置の内容	1.一般旅客定期航路事業においては、季節に限った運航や週末のみの運航、臨時便による増便、出港時間について幅をもたせ、客が集まり次第出港するという船舶運航計画の設定も利用者利便その他公共の福祉を阻害するものでなければ可能であり、輸送需要に応じた運航ができます。 2.実際にも、観光遊覧航路については、東京湾内を縦横に運航しているいわゆる「水上バス」や芦ノ湖遊覧のように創意工夫を凝らして多数営業されており、このような事例の紹介などを通じて、事業者に一般旅客定期航路事業についての適切な指導やアドバイス、必要に応じて企画への参加を行っていきます。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度中に、本マニュアルをもって関係自治体等に周知を図るとともに、地方運輸局等に対しては上記の運用を周知徹底します。
特記事項	特になり

支援措置番号	212022
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	NPO等によるボランティア輸送の全国展開
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	道路運送法第80条第1項
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	「自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。」と規定されています。
支援措置を設ける 趣旨	タクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民等にかかる十分な輸送サービスが確保できない地域において、一定の要件のもと、NPO等による福祉有償運送又は過疎地有償運送を認めることとします。
支援措置の内容	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送可能化事業については、特区における結果を評価・検証した上で、運送主体について、NPOのほか、社会福祉法人、商工会議所、商工会、医療法人、公益法人等を含む非営利法人に拡大するとともに、運送の対象について、介護保険法にいう「要支援者」等を追加する等その要件を見直した上で、特区の認定によらずに全国的に実施することとします。
今後の検討スケ ジュール	平成16年3月16日措置済み(「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る 道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(国自旅第240 号))です。
特記事項	特になし。

支援措置番号	212023
担当省庁	国土交通省
	国工文通音 観光推奨バス路線指定制度の活用
支援措置事項名	
措置区分	補助要綱 「公共交通移動円滑化設備整備費補助金交付要綱」(平成12年11月15日
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	で会交通移動門所化設備整備負補助金交的委綱」(平成12年11月15日付け運計第153号)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	一般乗合旅客自動車運送事業者等が行うノンステップバス等の導入等公共 交通移動円滑化設備整備事業に要する経費の一部を国が補助することとし ています。
支援措置を設ける 趣旨	外国人旅行客にとって路線バスは、系統が複雑でわかりに〈いことや、行き 先表示に外国語表記がないことなど、その利用が極めて困難な状況にあるこ とから、観光推奨バス路線指定制度を創設し、車両や路線図にカラーリング を施すことや、行き先表示に外国語表記を加えることなどの実証実験を行 い、外国人旅行客が利用しやすいバス交通の実現を図ります。
支援措置の内容	外国人旅行客にとって利用しやすいバス路線とすることによって公共交通による移動の円滑化を図るため、地方運輸局長が指定した「観光推奨バス路線」について、車両や路線図にカラーリングを施すことや、行き先表示に外国語表記を加えることなどの実証実験を行う場合、その費用の1/2を国が補助することとします。(地方公共団体と協調補助)
今後の検討スケ ジュール	平成16年度に実施します。
特記事項	特になし。

支援措置番号	212024
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	燃料電池自動車の保安基準策定
措置区分	省令
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	道路運送車両の保安基準(省令)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	燃料電池という新たな動力システムを有した自動車に係る保安基準が策定されていません。
支援措置を設ける 趣旨	燃料電池自動車に係る保安基準を策定することにより型式指定制度の活用が可能となり、大量普及に向けた制度が整備されます。
支援措置の内容	燃料電池自動車の水素安全、衝突安全、高電圧安全等に関する調査・研究行い、その結果を踏まえて保安基準を策定し、燃料電池自動車の大量普及に向けて、自動車製作者等が型式指定制度を活用できるよう措置します。
今後の検討スケ ジュール	16年上半期までに基礎データの収集を完了し、16年10月を目処に基準案を 取りまとめ、17年3月までに保安基準を公布する予定です。
特記事項	特になし。

支援措置番号	212025
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	駅・まちバリアフリーに関する総合的な構想の策定
措置区分	告示·運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	移動円滑化の促進に関する基本方針(平成12年国家公安委員会、運輸省、 建設省、自治省告示第1号)三4(2)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	現行の基本方針においては、交通バリアフリー法に基づき市町村が作成する基本構想について、その記載及び留意すべき事項等について定めているところです。例えば、特定旅客施設及びその周辺地区(重点整備地区)における主要な道路等について移動円滑化のための事業等について基本構想に盛り込むこと等を規定しています。
支援措置を設ける 趣旨	市町村が、その作成する基本構想において、重点整備地区内の官公庁施設、福祉施設等の建築物について、ハートビル法に基づ〈取り組みとの連携を図ることなどを盛り込むことにより、特定旅客施設及び重点整備地区内の道路等のみならず、建築物も含めた一体的なバリアフリー化整備を促進するためのものです。
支援措置の内容	交通バリアフリー法に基づき市町村が策定する基本構想について、重点整備地区内の建築物も含めた一体的なバリアフリー対応について基本構想策定の際に配慮されるよう、基本方針を改正しその旨を明確化します。また、市町村による基本構想策定を支援するための情報提供は既に地方運輸局等により行っていますが、今後は、さらに旅客施設及び道路等に加え、建築物、公園などの整備を盛り込んだ総合的な基本構想の策定づくりを促進するため、例えば建築物、公園などの整備が盛り込まれた基本構想の事例の紹介等を行ってまいります。
今後の検討スケ ジュール	基本方針の改正については、関係省庁と調整の上、平成16年度に改正する 予定です。
特記事項	特になり

支援措置番号	242026
	212026
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	駅・まちバリアフリー関連の情報の提供
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	
支援措置を設ける 趣旨	バリアフリー化の整備状況の指標やバリアフリー化に関する先進事例に関する情報を提供することにより、地方公共団体等が、先進的な/ウハウも十分に活用しながら、定量的な成果目標を設定したうえで、計画的にバリアフリー化に取り組むことのできる環境を整備します。
支援措置の内容	地方公共団体におけるバリアフリー化整備の促進を支援するため、以下の取組をおこないます。 ・駅、歩行空間、建築物、公園等のバリアフリー化の整備状況を総合的に指標としてとりまとめ、公表することで、それぞれの施設における整備目標としての活用を図ります。 ・これまでに実施されたバリアフリー環境の整備に関する地方公共団体や事業者等による取組みのうち、関係者間の連携のもと連続的なバリアフリーの実現を図っている等先進的な事例を関係者に広く情報提供します。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度に実施します。
特記事項	特になり

支援措置番号	212027
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	ICカード、パークアンドライド、公共交通・観光活性化連携システム、カーシェアリング等各種実験の実施
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	「交通需要マネジメント等実証実験事業費補助金交付要綱」(平成13年4月27日付け国総計第36号)、「自動車事故対策費補助金交付要綱(都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業)」(昭和55年9月12日付け自保第151号)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	認定された実証実験計画に係る広域型公共交通利用転換実証実験補助対象事業に必要な経費の一部を国が補助することとしています。また、認定された実証実験計画に係るバス利用促進等総合対策事業(実証実験・実証運行事業)に必要な経費に対して、地方公共団体と協調して補助することとしています。
支援措置を設ける 趣旨	公共交通への利用転換の促進に関する実験制度、バスの利便性向上に関する実験制度及び道路に関する社会実験制度のテーマ及び内容に合致するものについては、実験制度の活用を図り、それぞれの地域における特性等を活かした各種の先進的な実験が実施できるよう支援します。
支援措置の内容	認定された地域再生計画に係る実験のうち、公共交通への利用転換の促進のための先進的な内容の実験を支援する「広域的な公共交通利用転換に関する実証実験制度」のテーマ及び内容に合致するものについては、同制度を活用することができるよう配慮します。また、パークアンドバスライド実証実験などバスの利便性を向上させ、バスの利用促進を図る「バス利用促進等総合対策事業(実証実験・実証運行事業)」の制度のテーマ及び内容に合致するものについては、同制度を活用することができるよう配慮します。さらに、道路に関し、既存制度の大幅な見直しを伴う、抜本的かつ斬新的な施策について、当該施策を本格実施に移行する際、事前に効果や影響を確認するため、場所と期間を限定して試行・評価する社会実験制度のテーマ及び内容(「くらしのみちゾーン・トランジットモールの社会実験」、「オープンカフェ等地域主体の道活用に関する社会実験」など)に合致するものについては、同制度の活用を図ります。(参考) 広域的な公共交通利用転換に関する実証実験制度:http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kouiki/kouiki.html バス利用促進等総合対策事業(実証実験・実証運行事業):http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/koukyo/omuni/bus riyo/bus riyo.files/slide0020.htm 道路に関する社会実験制度:http://www.mlit.go.jp/road/demopro/index.html
今後の検討スケ ジュール	平成16年度に実施します。
特記事項	特になし

支援措置番号	2 1 2 0 2 9
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	道路占用における「市町村推奨ルール」の導入
措置区分	通達
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	道路法第32条
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	路上イベント等を実施するに当たり、道路に物件等を設けて継続して道路を 使用しようとする場合には、その道路の種別に応じて、道路管理者による占 用許可を受ける必要があります。
支援措置を設ける 趣旨	市町村が支援する路上イベント等が、当該市町村の区域内の国道又は都道府県道で行われるものである場合について、道路管理者による占用許可に市町村の意見を反映させることとします。これにより、市町村主導による路上イベント等の実現を図ります。
支援措置の内容	市町村が地域の活性化等の観点から支援する路上イベント等が、当該市町村の区域内に存する国道又は都道府県道において行われるものである場合において、主催者による占用許可申請の際に当該市町村の意見が付されているときには、国道又は都道府県道の道路管理者はその意見を尊重して柔軟かつ弾力的な占用許可の判断を行うこととし、その方法等を定めた通達を発出することとしています。
今後の検討スケ ジュール	道路管理者による市町村からの意見聴取の具体的な方法や、占用許可の 判断に当たっての留意事項等を検討し、平成16年度半ばを目途に、国道及 び都道府県道の道路管理者に対して通達を発出することとしています。
特記事項	特になし。

支援措置番号	212030
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	河川占用における「包括占用許可制度活用ガイドライン」の策定等
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	「包括占用許可制度活用ガイドライン」(仮称) 「地域再生計画区域内における占用許可手続の迅速化について」(仮称)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	包括占用許可制度は河川敷地占用許可準則第16から第21までに規定されているところであるが、その特徴は、 ・占用許可の際には目的を特定している必要が無く、許可後に市町村が具体的な利用方法を決定 ・市町村と使用契約を締結した施設設置者による施設の設置、利用が可能・一定の工作物及び栽植については、申請した範囲・数内で自由に設置が可能などである。 占用許可に係る手続について、現行標準処理期間として3ヶ月を目安としているところ。
支援措置を設ける 趣旨	市町村の主体的且つ計画的な河川敷地利用を可能とする包括占用許可制度について周知するとともに、占用許可手続の迅速化を図り、創意工夫を活かした地域再生を推進していきます。
支援措置の内容	河川占用における包括占用制度活用ガイドライン」の策定 平成11年に、包括占用制度(市町村が占用の許可を受けた後に、具体的な利用方法を決定して河川敷地を利用する占用)を創設したところですが、その後における同制度を活用して河川敷地利用に市町村の創意工夫を反映している事例を含め、同制度の概要及び活用方法についてまとめたマニュアルを作成し、これを広く周知することで、地域の特性を踏まえた市町村による主体的かつ計画的な河川敷地利用を可能とする包括占用制度の普及拡大を図ります。 地域再生計画区域内における占用許可手続の迅速化地域再生計画区域内であれば、河川における包括占用、通常の占用許可については、市町村の意見聴取期間の短縮の協力も得て、許可手続の大幅なスピードアップを図ります。具体的には標準処理期間3ヶ月のところ、原則として1ヶ月を目安に優先的に処理するよう通知(都道府県知事には依頼)を発出します。
今後の検討スケ ジュール	包括占用制度ガイドラインについては平成16年度中に事例の収集、検討等を行い、マニュアルとしてまとめ、配布する予定。 地域再生計画区域内における占用許可手続の迅速に係る通知についても、 平成16年度中に発出する予定。
特記事項	特になり

支援措置番号	212031
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	「水辺の自由使用ガイドライン」の策定
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	「水辺の自由使用ガイドライン」(仮称)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	河川管理者が権限を有する河川敷地(以下「河川敷地」という。)を占用する場合には、河川法第24条の規定に基づ〈河川管理者の許可(以下「占用許可」という。)が必要となります。また、工作物を設置する場合には、河川法第24条の許可のほかに、河川法第26条の規定に基づ〈河川管理者の許可(工作物設置許可)が必要となります。
支援措置を設ける 趣旨	河川敷地に工作物を設置する場合など河川管理者の許可等が必要となる一定の利用行為を除いて、河川敷地は自由使用を原則としていますので、誰でも自由に利用することが可能です。この自由使用によるカヌーやレガッタ大会等のイベント開催に関する工夫等を事例集としてまとめ、周知することで河川敷地におけるイベント利用の柔軟化、拡大を図ります。
支援措置の内容	カヌーやレガッタ大会等の河川の水辺空間を利用したイベントを開催するに 当たっては、工作物の設置の有無、イベントの規模等の工夫によっては占用 許可を受けることなく、自由使用として利用が認められる場合もあることから、 このような自由使用による河川敷地のイベント利用ができる工夫を含めた事 例集を作成し、これを広く全市町村に周知することで、河川敷地におけるイベント利用の柔軟化、拡大を図ります。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度中に事例の収集、検討等を行い、事例集としてまとめ、配布する 予定。
特記事項	特になし

支援措置番号	212032
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供
措置区分	通知
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	都市計画法第29条、第34条
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	市街化調整区域で開発行為の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければなりませんが、例えば同条第10号ロでは、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著し〈不適当と認められる開発行為について、開発許可権者が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっています。
支援措置を設ける 趣旨	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発 区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく市街化区域内において 行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発 審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限 り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた制度運用が 可能となっており、国土交通省では、技術的助言として示した「開発許可制度 運用指針」において、画一的な運用でなく地域の実情に応じた運用を行うこと が望ましいことを既に示していますが、制度の運用状況についての実態調 査・情報提供を行った上、上記運用指針の趣旨を再度、開発許可権者に周 知します。
支援措置の内容	開発許可制度の、市街化調整区域における開発許可の事例や条例の制定 状況について、調査を行い、当該調査の結果を踏まえた情報提供、地域の 実情に応じた開発許可制度の弾力的な制度運用が可能であること等を開発 許可権者に通知するとともに、全国担当者会議等の場で周知します。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度中に上記支援措置を講じることとしています。
特記事項	特になし

支援措置番号	212033
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	路地や細街路の美しいたたずまいの保全·再生
——————————— 措置区分	
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	建築基準法第42条、第43条の2
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	建築基準法第42条第1項の規定による道路については、幅員4m以上を原則とし、既存の4m未満の道は特定行政庁の指定により同項の道路とみなすこととしていますが、土地の状況によりやむを得ない場合には、同条第3項の規定により、幅員を2.7m以上4m未満の範囲内で別に指定できます。
支援措置を設ける 趣旨	地域の歴史文化を継承するため、4mに満たない路地に面する場合でも、地方公共団体の条例で建築物の安全上の条件を付して、建築物の増改築等を可能とするとともに、各種事業制度等により、美しいたたずまいの保全・再生を積極的に推進します。
支援措置の内容	特定行政庁に対し、以下の内容を周知します。 1.地域の歴史文化を継承し、路地や細街路の美しいたたずまいの保全・再生を図る場合に、法第42条第3項の適用を考慮することは差し支えないこと。 2.法第42条第3項を適用する場合には、沿道の建築物について、必要に応じ、地方公共団体が、法第43条の2の規定に基づ〈条例により、防火上の構造制限や集客力のある用途の制限等を付加することができることとしたので、当該制度の活用について考慮することが望ましいこと。 3.これらの措置のほか、建築規制の各種特例制度等により、歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくりの推進が可能であること。 4.さらに、街なみ環境整備事業、密集住宅市街地整備促進事業、まちなみデザイン推進事業、歴史・文化継承住宅融資等の各種事業制度等を併せて活用することにより、路地や細街路の美しいたたずまいを活かした地区の整備が可能であること。
今後の検討スケ ジュール	「建築基準法第42条第3項の規定について」(平成16年2月27日付け国土交 通省住宅局市街地建築課長通知)により措置済
特記事項	

支援措置番号	212034
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	構想策定段階からの総合的な情報提供の実施
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	
支援措置を設ける 趣旨	市町村等が地域再生計画を策定する際に、その構想段階から建設産業再生協議会を活用し積極的に情報提供を行うことを通じて、新分野進出など建設業の経営革新を促進するための計画の策定を支援します。
支援措置の内容	平成15年度に地方整備局等ごとに設置された建設産業再生協議会()において、関係行政機関、地方公共団体、建設業者団体等と連携・協力して新規参入分野における市場の動向、規制等の制度、公的融資・助成金等の支援措置について、総合的な情報提供を行います。 ()「建設産業再生協議会」関係行政機関が相互に情報提供を行うことにより、情報の共有化を図るとともに、建設産業の再生に向けた各機関の連携体制の確立を目指しています。メンバーは、地方整備局建政部と都道府県建設業担当部局だけでなく、建設業団体、都道府県産業振興政策・雇用政策担当部局などの関係行政機関や公認会計士・中小企業診断士等の専門家や大学教授等の学識経験者なども加えることとしています。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度も継続して行います。
特記事項	特になり

支援措置番号	212035
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	「企業連携・新分野進出モデル事業」の積極的な活用
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	- -
支援措置を設ける 趣旨	地域再生計画に、建設業の新分野進出や資機材の共同調達などの企業連携の取組みの促進を盛り込んだ地域において、「企業連携・新分野進出モデル事業」を積極的に活用することを通じ、事業者自らが合理化・効率化を経験し、更なる効率化のステップである合併、持株会社統合、買収など、企業組織・資本の統合への移行を促進し、過剰供給構造の是正につなげることを目指します。
支援措置の内容	建設業の新分野進出や企業連携の取組みの促進を地域再生計画に盛り込んでいる場合、当該地域の中小・中堅建設業者による「企業連携・新分野進出モデル事業」( )の活用を積極的に進めます。 ( )「企業連携・新分野進出モデル事業」 経営の効率化、経営基盤の強化等に資するとともに、将来的に企業組織・資本の統合につながる可能性の高い、 資機材調達の共同調達・共同配送、経営管理業務の外注化、 新技術・新工法の共同開発、 新分野進出などの取組みを実施しようとする中小・中堅建設業者(企業グループ)で、その事業計画が新規性、生産性の向上、実現の確実性などの、一定の要件に該当するものを公募の上選定します。選定された事業者に対して、事業の実施内容とその評価・分析、問題点と講じた解決策の内容等について調査を委託します。事業者から提出された報告書を踏まえ、広〈中小・中堅建設業者の経営の効率化、経営基盤の強化等に向けた取組みの参考となる事項を検討し、企業連携マニュアル(仮称)を策定・普及します。
今後の検討スケ ジュール	「企業連携・新分野進出モデル事業」の公募要領・申請書式等については、 平成16年度第1四半期の出来るだけ早い時期に公表します。
特記事項	特になし

支援措置番号	212036
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	建設業再生アドバイザーの派遣
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	-
支援措置を設ける 趣旨	中小・中堅建設業に対して専門的な視点に基づ〈アドバイスを提供し、現在 抱える課題や問題点の解決を図ることを通じて、経営の効率化や経営基盤 の強化に資する企業連携や新分野進出などの経営革新の取組みが具体化 し、地域の基幹産業である建設業の再生につなげることを目指します。
支援措置の内容	平成15年度に各整備局等に設置した中小・中堅建設業向けの「経営相談窓口」においては、これまで中小企業政策・雇用政策に係る関係行政機関の各種助成・支援措置等の紹介や適用を受けるための助言、新分野進出事例の紹介等を行ってきたところですが、中小・中堅建設業者の個別・具体的な相談に応じられる体制を整備するため、中小・中堅建設業の経営者の方が、事業内容や組織の見直し、新分野進出の手法などについて専門家から直接アドバイスを受けられるよう、地方整備局等ごとに確保・養成する専門家を建設業再生アドバイザーとして派遣します(専門家による定期的な相談日を設ける予定です)。
今後の検討スケ ジュール	「建設業再生アドバイザー」の利用方法等については、平成16年度第1四半期の出来るだけ早い時期に公表します。
特記事項	特になり

支援措置番号	212037
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	各種支援措置の重点実施
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	-
支援措置を設ける 趣旨	構造改革特別区域制度やその他の支援措置制度を積極的に活用していくことを通じて、建設業の新分野進出などの経営革新の取組みの促進を図ります。
支援措置の内容	構造改革特別区域制度の活用を引き続き推進するとともに、中小企業再生支援協議会の機能を活用した企業再生支援、中小企業経営革新支援法等を活用した経営革新支援、中小企業金融公庫等の低利融資制度を活用した資金繰り支援などの中小企業支援施策や「建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金」等の助成制度を活用したセーフティネット確保支援などの雇用対策について、関係省庁と連携して進めます。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度に実施します。
特記事項	特になり

+ 12 ++ 2	040000
支援措置番号	212038
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	関係省庁連携会議の開催
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	
支援措置を設ける 趣旨	新たに設置する「建設業の新分野進出を促進するための関係省庁連携会 議」の議論を踏まえ、各省庁の施策の連携を進め、新分野進出の取組みの 更なる促進を図ります。
支援措置の内容	進出先分野における建設業の人材・能力の活用や新分野進出等に伴う雇用のセーフティネット確保などについて、必要な支援施策に係る情報交換・意見交換を通じ、施策の実施等について連携を図ることを目的として、厚生労働省、農林水産省、経済産業省中小企業庁、環境省の参加を得て「建設業の新分野進出を促進するための関係省庁連携会議」を開催します(平成16年3月に初会合)。
今後の検討スケ ジュール	随時開催します。
特記事項	特になり

支援措置番号	230007
担当省庁	国土交通省、環境省
支援措置事項名	案内標識に関するガイドラインの策定
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	なし
支援措置を設ける 趣旨	案内標識等の整備手法について事業実施主体間の調整を図り、観光振興に 資する案内標識整備等を推進することにより、外国人を含めた観光客の利便 性の向上等を図ります。
支援措置の内容	(ア)道路、河川、公園、交通機関、観光施設、自然公園施設などに設置されている案内標識等に関して、景観への配慮方策、外国語表記法等のルール化が望ましい事項について、「観光活性化標識ガイドライン」をとりまとめます。 (イ)また、観光振興の観点から、当該ガイドラインに基づき、外国人にもわかりやす〈景観に配慮した案内標識を、各事業実施主体が統一的に整備します。
今後の検討スケ ジュール	(ア)平成16年度早期にとりまとめる予定です。 (イ)平成16年度に統一的整備に着手します。
特記事項	特になり

支援措置番号	230008
担当省庁	国土交通省·農林水産省
支援措置事項名	農村地域工業等導入促進法の工業等導入地区への地区計画制度の導入
措置区分	通知
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	都市計画運用指針(平成15年3月31日付け国都計第173号都市·地域整備局 長通知) - 2 - 1土地利用G地区計画2地区計画の対象となる区域(2) 4)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	用途地域を定めていない土地の区域における地区計画の区域には、農村地域工業等導入促進法に規定する工業等導入地区を含めるべきではないとしています。
支援措置を設ける 趣旨	今回の地域再生構想提案に基づき、工業等導入地区と地区計画を同時に活用して地域再生が図れるよう、弾力的に対応するものです。
支援措置の内容	市街化調整区域等において地域再生へ利活用できるよう、市街化調整区域等内の農村地域工業等導入促進法の工業等導入地区においても、同法による実施計画との調和が図られれば、地区計画を定めることが可能であることを、都市計画運用指針を改定し、周知します。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度末までに、都市計画運用指針を改定し、周知します。
特記事項	特になし

支援措置番号	230009
担当省庁	国土交通省、農林水産省、環境省
支援措置事項名	良好な景観形成の推進
措置区分	法律
支援措置に係る法	景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保 全法等の一部を改正する法律
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	・「景観法」については、新法のため、現行規定の概要はありません。 ・「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」については、景観法の施行に伴い、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の関係法律の整備を行うものです。 ・「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」により改正を行う法律のうち、都市緑地保全法については、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めており、都市公園法については、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めています。
支援措置を設ける 趣旨	・「景観法」は、良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結、景観整備機構による良好な景観の形成に関する事業等に対する支援その他の施策を総合的に講ずるための法律です。・「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」については、景観法の施行に伴い関係法律の規定の整備等を行うための法律です。・「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」は、良好な都市環境の形成のため、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進するための制度の充実を図るための法律です。
支援措置の内容	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観に関する基本理念及び国等の責務を定め、景観計画の策定、景観計画区域・景観地区等における良好な景観形成のための規制、景観整備機構による支援等の仕組みを創設するとともに、屋外広告物を規制する仕組みの充実を図ります。また、良好な都市環境と都市景観の形成を図るため、緑地保全地域における緑地の保全のための規制及び緑化地域における緑化率規制の導入、立体都市公園制度の創設等の措置を講じます(「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」)。 なお、景観法案において、景観農業振興地域整備計画による景観と調和のとれた農業的土地利用の誘導、景観計画に即した森林施業の推進、及び国立・国定公園内に関し、景観計画に即した公園事業の実施や行為許可の特例により優れた自然の風景と調和した良好な景観の形成が推進されるよう措置しています。

今後の検討スケ	上記3法案について、今通常国会に提出済み(平成16年3月現在)。
ジュール	平成16年度中公布、施行の予定。(一部平成17年度施行)
特記事項	特になし

ᆂᄻᅲᆓᆇᅲ	220040
支援措置番号	230010
担当省庁	国土交通省、総務省、経済産業省
支援措置事項名	業務核都市基本構想変更手続きの簡素化
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	多極分散型国土形成促進法 第25条 「業務核都市基本構想の作成等について」(平成元年4月27日)国土庁、通商 産業省、運輸省、建設省、自治省(業務核都市制度主管課長会議説明資料)
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	業務核都市基本構想変更時に予備調査を行うこととしています。
支援措置を設ける 趣旨	業務核都市の業務集積地区で中核的民間施設等を整備する民間事業者等 の立地動向に即応し、時機に応じた基本構想の変更を可能とします。
支援措置の内容	直近の予備調査から一定の期間内に中核的民間施設に係る事項の追加・修正等のみを行う場合の予備調査は、平成16年度中に不要とします。このため、平成16年度の早い段階で、関係地方公共団体の都市整備への取組みの実態を確認するなど、予備調査が不要となる「一定の期間」等について検討した上で、上記について関係地方公共団体に対し周知を図ります。 予備調査とは、地方公共団体が業務核都市基本構想を作成するにあたり、その内容と、業務核都市基本方針や首都圏基本計画など国の計画との整合を図るために行うものです。
今後の検討スケ ジュール	平成16年度当初から関係地方公共団体の実態把握を始め、運用の改善の詳細について検討し、結論が得られ次第運用を開始し各地方公共団体に周知を図ります。
特記事項	特になし。

①支援措置番号	213001
②担当省庁	環境省
③支援措置事項名	環境と経済の好循環のまちづくりに対する支援
④措置区分	運用
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	なし
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	なし
⑦支援措置を設ける 趣旨	環境と経済の好循環を地域発の創意工夫と幅広い主体の参加によって生み 出すまちづくりのモデル事業を実施することにより、二酸化炭素の排出削減 等を通じた環境保全と雇用創出等による経済活性化を同時に実現していく、 環境保全をバネにしたまちおこしの成功例を広く国の内外に示すことを目的 としています。
⑧支援措置の内容	環境と経済の好循環のまちづくりについて自治体の創意工夫のアイディアを募り、第三者からなる選定評価委員会によって選定された各地域(大規模5カ所、小規模5カ所)に対して、以下の事業を集中的に実施した上で、その環境、経済両面の効果を把握、評価し、国の内外に情報提供します。(1)環境と経済の好循環のまちモデル事業具体的な事業計画の策定、地域の各主体が連携する協議体の活動(勉強会の開催等)、事業計画に掲げるソフト事業(消費者向けセミナーの開催等)の実施、事業の効果の把握と評価を、国の委託事業として実施します。(2)地球温暖化を防ぐまちづくり事業モデル地域における環境と経済の好循環を目指して行われる、代替エネルギー、省エネルギーに係る二酸化炭素排出削減効果を有する具体的なまちづくり事業(燃料電池設備の設置、風力発電設備の設置等)の実施に要する費用に充てるための交付金を交付します。
<ul><li>⑨今後の検討スケ</li><li>ジュール</li></ul>	平成16年度第1四半期中にモデル事業実施地域を選定します。
⑩特記事項	支援措置の適用に当たっては、平成16年4月上旬に公募を開始する予定の 「環境と経済の好循環のまちモデル事業」に応募する必要があります。

①支援措置番号	213002
②担当省庁	環境省
③支援措置事項名	バイオエタノール製造プラント建設に対する支援
④措置区分	補助要綱
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)交付要綱
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	16年度新規事業であるため、交付要綱の改正(本事業の追加)を予定。
⑦支援措置を設ける 趣旨	地球温暖化対策技術の普及を事業とする新たなビジネスを支援するため、先 見性・先導性の高いビジネスモデルを支援する。
⑧支援措置の内容	先見性・先進性の高いビジネスモデルについて、核となる技術に係る設備整備補助事業を環境省HPで事業者を公募して実施するもので、16年度は廃木材からバイオエタノールを製造するプラントを建設する事業を募集した。
<ul><li>⑨今後の検討スケ</li><li>ジュール</li></ul>	16年度の採択事業は、既に提案のあった事業のうちから16年度予算成立後、内示を速やかに行う予定。
⑩特記事項	なお、平成16年度の事業については、既に募集が終了しています。

①支援措置番号	213003
011	
②担当省庁	環境省
③支援措置事項名	エコハウス整備事業の実施
④措置区分	運用
⑤支援措置に係る法令 等の名称及び条項	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱
⑥支援措置に係る法令 等の現行規定の概要	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の予算の範囲内において、地方公共団体等が行う地球温暖化対策事業(代エネ・省エネに係るものに限る。)に対し、必要な経費を国が補助することにより、地方公共団体等による地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的としています。
⑦支援措置を設ける趣 旨	都道府県地球温暖化防止活動推進センター(都道府県センター)の普及啓発を効果 的に実施するための施設整備を促進します。 都道府県センターの指定は現在21箇所に留まっており、今後の指定拡大が見込まれることから、当該補助事業の実施により都道府県センターの指定を促進します。
⑧支援措置の内容	エネルギー起源の二酸化炭素排出抑制対策技術を複数取り入れた施設を、地域特性を踏まえた様々な代エネ・省エネ技術の見学・体験が可能であって、環境学習や普及啓発の場としても活用可能な都道府県センターの研修施設として整備を行う地方公共団体に対し補助をします。  市区町村が当該事業を要望する場合には、都道府県、都道府県センターと協議のうえ、都道府県センターの支所的機能と位置付けて要望する必要があります。  導入される主な対策技術としては、太陽光発電、風力発電、屋上緑化、間伐材の利用、高効率断熱材、断熱サッシ(複層ガラス等)、内炎式ガスコンロ、IHヒーター、透水性舗装、ペレットストーブ、雨水貯水タンクの設置等が想定されます。
⑨今後の検討スケ ジュール	
⑩特記事項	なお、平成16年度の事業については、既に募集が終了しています。

①支援措置番号	213004
②担当省庁	環境省
③支援措置事項名	エコツーリズムに対する支援
④措置区分	運用
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	なし
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	なし
⑦支援措置を設ける 趣旨	地域が主体となり、自然環境を保全しながら、自然や文化を活かした観光と 地域振興の両立を目指すエコツーリズムの普及・定着を図るものです。
	平成16年度よりエコツーリズムの普及・定着を目的とした「国立公園等エコツーリズム推進モデル事業」を、全国で8地区実施するため、3月よりモデル事業の公募を開始しています。
⑧支援措置の内容	募集は、地方公共団体からの申請とし、柔軟な人材の配置や事業実施にかかる経費の負担などモデル事業期間後も継続的な取組ができることを要件としています。また、他地域へのモデルケースとなり、かつ、モデル事業地域においてエコツーリズムが定着するなど、地域が一体となった取組で事業が進められることが望まれます。
	モデル事業の分類には、①豊かな自然の中での取組②多くの来訪者が訪れる観光地での取組③里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取組の3類型を予定しており、選定されたモデル地区に対して、地方公共団体が用意する額と同額(平成16年度では1地区当たり1,000万円を上限とします。)を国が支援し、関係府省と連携した施策も併せて進めます。
	また、その他エコツーリズム推進方策として、エコツアーを実施する際の参考となる推進マニュアルの作成やエコツーリズムの実施に取り組むツアー情報が国民に対して提供できる情報サイトの設置などの情報支援措置等を行います。
⑨今後の検討スケ ジュール	6月の開催を予定しているエコツーリズム推進会議において、モデル事業地区を決定し、事業を実施するほか、その他の推進方策についても公表を予定しています。
⑩特記事項	特になし

①支援措置番号	213005
②担当省庁	環境省
③支援措置事項名	有害鳥獣駆除の許可権限の市町村への委譲
④措置区分	通達
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	都道府県知事の捕獲許可権限に属する事務処理について
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成14年環境省告示第86号)のII —4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(有害鳥獣捕獲に係るものに限る)に関する事項 の 2 において、許可権限の市町村長への委譲については、都道府県知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可に係る事務については、「地域の実情に応じて適切に市町村に委譲され、円滑に制度の運営が図られるよう努めるものとする」とされています。
⑦支援措置を設ける 趣旨	都道府県知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可に係る事務処理については、 地方分権の推進を図る観点から地域の実情に応じて適切に市町村へ委譲す ることが可能となっていることから、このことについて十分な周知を図るもので す。
⑧支援措置の内容	地方分権の推進を図る観点から、地域の実情に応じて適切に市町村へ委譲 されるよう通知を発出します。
⑨今後の検討スケ ジュール	平成15年度中に通達を発出する予定です。
⑩特記事項	特になし

①支援措置番号	213006
②担当省庁	環境省
③支援措置事項名	県境を越えて行動する鳥獣の管理体制の確立
④措置区分	通達
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	「広域分布型鳥獣保護管理指針策定事業」(平成16年度新規予算措置)
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	全国的・広域的な観点から保護管理の方向付けを行う必要性が高い鳥獣について、保護管理のための指針を作成します。
⑦支援措置を設ける 趣旨	広域的に個体数・分布域が増加し水産業等に被害を与えているカワウについて、被害対策を念頭に関係都道府県が適切な保護管理ができるよう、環境省、関係県、関係機関等により構成される検討会において、広域的な取組の方向を示します。
⑧支援措置の内容	カワウについて、被害が生じている地域を念頭に国が広域的かつ詳細な基 本指針を示し、その下で関係する都道府県が協力してそれぞれが地域の実 情に合わせて実施できるよう関係都道府県に通知します。
⑨今後の検討スケ ジュール	平成16年度以降順次、基本指針を策定し、これに伴う通達を関係都道府県 に発出する予定です。
⑩特記事項	特になし

①支援措置番号	213007
②担当省庁	環境省
③支援措置事項名	補助対象施設の有効活用
④措置区分	運用
⑤支援措置に係る法 令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する財産 処分の承認の基準の運用
⑥支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、①補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、②補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。
	(注)法第7条第2項の規定による条件 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収 益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反 しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額 を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。
⑦支援措置を設ける 趣旨	地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少し ている補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
⑧支援措置の内容	環境省所管の補助金等により取得した財産について、自然公園等整備費補助金の場合、社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少し、当初の補助目的に照らして、その補助効果がほとんど期待できないと認められる補助対象施設については、自然公園法の規定に基づく公園計画の変更がされ、補助事業の執行の必要性がなくなった場合に、国庫納付を求めたうえで、転用を認めることとします。
9今後の検討スケ ジュール	平成16年度から運用します。
⑩特記事項	補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態(譲渡・貸 与の別、有償・無償の別)及び転用後の施設の目的について具体的に記述 する必要があります。

支援措置番号	220001
担当省庁	内閣府
支援措置事項名	P事業に係る補助金のイコールフッテ心グの促進
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	
支援措置に係る法 令等の現行規定の概 要	
支援措置を設ける趣旨	P事業の円滑な実施を図るためには、地方公共団体等が自ら事業を実施する場合とP事業として実施する場合の補助金による支援措置について、イコールフッテ心グを図る必要があります。
支援措置の内容	P事業における補助金の交付については、平成13年9月のPFI関係省庁連絡会議において、今後、関係省庁において、必要に応じて財政当局との協議を行いつつ、個別の事業分野ごとに補助金交付要綱等の見直し等必要な措置を講ずる旨、申合せを行っているところですが、同会議を活用して、講じられている措置や検討の状況のフォローアップを行うとともに、民間資金等活用事業推進委員会等における検討を通じイコールフッテ心グの実現に向け、必要な措置のさらなる拡充を目指します。
今後の検討スケ ジュール	上記につき平成16年度中に実施する予定です。
特記事項	特になし

支援措置番号	220001
担当省庁	内閣府
支援措置事項名	構造改革特別区域制度にかかる規制緩和提案のデータベース化
措置区分	運用
支援措置に係る法 令等の名称及び条項	
支援措置に係る法 令等の現行規定の 概要	
支援措置を設ける 趣旨	構造改革特区の一層の利便性の向上に資する。
支援措置の内容	PDFファイルのみでなくエクセルファイルも利用できるようにすることにより、 過去の提案と各省庁の対応の検索を可能とするとともに、国民に分かりやすい形で特区の利用方法や各認定特区での取組みなどを示すホームページ 日本改革前線マップを公開した。
今後の検討スケ ジュール	平成15年度中
特記事項	特になし